

改正

平成12年3月24日条例第21号
平成12年10月17日条例第67号
平成12年12月26日条例第78号
平成13年2月6日条例第5号
平成13年6月1日条例第35号
平成13年10月19日条例第56号
平成13年12月28日条例第69号
平成14年3月29日条例第22号
平成14年7月12日条例第46号
平成14年12月27日条例第73号
平成15年4月18日条例第48号
平成15年10月21日条例第67号
平成16年3月30日条例第19号
平成16年8月10日条例第43号
平成17年1月21日条例第2号
平成17年3月29日条例第28号
平成17年7月22日条例第78号
平成18年3月31日条例第16号
平成18年7月21日条例第49号
平成19年3月20日条例第17号
平成19年10月19日条例第48号
平成19年12月25日条例第64号
平成20年4月28日条例第30号
平成20年12月26日条例第58号
平成21年3月31日条例第44号
平成21年7月17日条例第60号
平成21年12月28日条例第96号
平成22年3月30日条例第29号
平成22年8月3日条例第54号
平成22年10月22日条例第66号
平成22年12月28日条例第78号
平成23年6月10日条例第27号
平成23年10月21日条例第41号
平成24年3月30日条例第17号
平成24年4月27日条例第37号
平成25年1月11日条例第29号
平成25年7月9日条例第89号
平成26年3月28日条例第17号
平成26年7月15日条例第42号
平成26年10月21日条例第53号
平成27年3月20日条例第14号
平成27年3月31日条例第55号
平成27年10月20日条例第78号
平成28年3月29日条例第21号
平成28年7月1日条例第56号
平成28年12月27日条例第79号
平成29年3月31日条例第44号
平成29年12月28日条例第69号
平成30年10月23日条例第75号
平成30年12月28日条例第98号

平成12年6月20日条例第52号
平成12年11月28日条例第73号
平成13年2月6日条例第4号
平成13年3月27日条例第21号
平成13年7月13日条例第45号
平成13年11月27日条例第60号
平成14年2月5日条例第4号
平成14年5月10日条例第38号
平成14年12月27日条例第66号
平成15年3月20日条例第19号
平成15年7月22日条例第53号
平成15年12月26日条例第81号
平成16年5月7日条例第40号
平成16年12月28日条例第78号
平成17年1月21日条例第3号
平成17年5月10日条例第72号
平成17年12月27日条例第110号
平成18年4月28日条例第44号
平成18年12月28日条例第80号
平成19年7月13日条例第40号
平成19年10月23日条例第58号
平成20年3月31日条例第15号
平成20年7月22日条例第39号
平成21年3月31日条例第39号
平成21年4月28日条例第46号
平成21年10月16日条例第79号
平成22年3月26日条例第10号
平成22年8月3日条例第48号
平成22年8月6日条例第58号
平成22年10月22日条例第68号
平成23年3月22日条例第9号
平成23年9月6日条例第37号
平成23年12月27日条例第49号
平成24年3月30日条例第35号
平成24年10月23日条例第52号
平成25年3月29日条例第61号
平成25年12月27日条例第114号
平成26年5月13日条例第36号
平成26年8月29日条例第49号
平成26年12月26日条例第69号
平成27年3月31日条例第53号
平成27年8月4日条例第67号
平成27年12月28日条例第87号
平成28年3月29日条例第22号
平成28年10月21日条例第66号
平成29年3月31日条例第20号
平成29年9月5日条例第53号
平成30年3月30日条例第27号
平成30年11月16日条例第85号
平成31年3月22日条例第10号

令和元年5月31日条例第6号
令和元年12月24日条例第46号
令和2年3月31日条例第26号
令和2年3月31日条例第40号
令和2年6月9日条例第52号
令和2年8月28日条例第68号
令和2年12月25日条例第91号
令和2年12月25日条例第100号
令和3年6月8日条例第51号
令和3年10月22日条例第79号

令和元年7月16日条例第10号
令和2年1月24日条例第1号
令和2年3月31日条例第37号
令和2年5月12日条例第44号
令和2年7月17日条例第57号
令和2年10月20日条例第76号
令和2年12月25日条例第98号
令和3年3月30日条例第15号
令和3年7月20日条例第54号
令和3年12月24日条例第87号

事務処理の特例に関する条例をここに公布する。

事務処理の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定め、もって市町村が処理する事務の範囲等の拡大を図ることを目的とする。

(市町村との調整)

第2条 県は、知事の権限に属する事務について調査及び検討し、市町村が処理することが適当と認められる場合には、その事務をできる限り市町村が処理することとするよう市町村との調整に努めるものとする。

2 市町村の長から県に対し、当該市町村が処理することとするよう要請があった知事の権限に属する事務についても、前項と同様とする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第3条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成12年3月24日条例第21号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月20日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月17日条例第67号）

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成12年11月28日条例第73号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月26日条例第78号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月6日条例第4号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月6日条例第5号）

この条例は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第21号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表139の項の改正規定（「横須賀市、平塚市、」を削る部分を除く。）は、この条例の公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成13年5月規則第85号で、同13年5月18日から施行）

2 別表139の項(16)の改正規定の施行の際現にされている確認の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月13日条例第45号）

この条例は、平成13年7月16日から施行する。

附 則（平成13年10月19日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年11月27日条例第60号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第69号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月5日条例第4号）

この条例は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第22号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月10日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年7月12日条例第46号）

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成14年8月規則第83号で、同14年10月1日から施行）

附 則（平成14年12月27日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第73号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第19号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表5の項から7の項までの改正規定及び同表16の2の項の次に加える改正規定は、同月16日から施行する。

附 則（平成15年4月18日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月22日条例第53号）

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中事務処理の特例に関する条例別表62の項の改正規定 平成15年7月30日
- (3) 第1条中事務処理の特例に関する条例別表50の項の改正規定 平成15年9月1日
- (4) 第2条の規定 平成15年10月1日

附 則（平成15年10月21日条例第67号）

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日条例第81号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表1の項の次に加える改正規定は、この条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成16年1月規則第2号で、同16年1月29日から施行）

附 則（平成16年3月30日条例第19号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年5月7日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年8月10日条例第43号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、別表31の項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第78号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月21日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月21日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第28号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表129の項の改正規定（「茅ヶ崎市」の次に「、逗子市」を加える部分に限る。）、「同表158の項の改正規定（「茅ヶ崎市」の次に「、逗子市」を加える部分に限る。）及び同表159の項の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年5月10日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月22日条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第110号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表17の項、18の項、22の項、26の項、121の項及び155の項の改正規定は、同年3月20日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第16号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表59の2の項、60の項及び104の項の改正規定は同年6月1日から、同表91の項、129の項、158の項及び159の項の改正規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日条例第44号）

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年7月21日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表136の項の改正規定は、この条例の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成18年9月規則第98号で、同18年9月30日から施行）

附 則（平成18年12月28日条例第80号）

この条例は、平成19年3月11日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第17号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表31の2の項の改正規定（「第21条の9の6」を「第21条の5」に改める部分に限る。）及び同表91の2の項の改正規定は公布の日から、同表16の3の項の改正規定は同月16日から施行する。

附 則（平成19年7月13日条例第40号）

この条例は、平成19年8月1日から施行する。ただし、別表4の項及び22の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月19日条例第48号）

この条例は、平成19年11月30日から施行する。ただし、別表35の項の改正規定は、同年10月20日から施行する。

附 則（平成19年10月23日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第64号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

（平成19年12月規則第120号で、同19年12月28日から施行）

附 則（平成20年3月31日条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月28日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第39号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。ただし、別表16の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第58号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表106の項の改正規定は、同年10月1日から施

行する。

附 則（平成21年3月31日条例第39号）

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、別表158の項及び159の項の改正規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成21年10月規則第76号で、同22年5月1日から施行）

附 則（平成21年3月31日条例第44号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月28日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月17日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月16日条例第79号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成21年12月規則第94号で、同21年12月15日から施行）

附 則（平成21年12月28日条例第96号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成22年5月規則第71号で、同22年5月15日から施行）

附 則（平成22年3月30日条例第29号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月3日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月3日条例第54号）

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成22年8月6日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表13の項の改正規定は、同年8月10日から施行する。

附 則（平成22年10月22日条例第66号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月22日条例第68号）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成23年3月規則第11号で、同23年4月1日から施行）

附 則（平成22年12月28日条例第78号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表17の項の改正規定は同年7月1日から、同表158の項の改正規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成23年6月10日条例第27号）

この条例は、平成23年8月2日から施行する。

附 則（平成23年9月6日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月21日条例第41号）

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成24年5月規則第64号で、同24年7月1日から施行）

附 則（平成23年12月27日条例第49号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表46の項の改正規定（「昭和26年法律第45号。」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第17号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表35の項の改正規定 公布の日

(2) 別表93の4の項の改正規定 平成24年6月1日

(3) 別表23の項、25の項から29の項まで、30の2の項及び31の項の改正規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日

(平成24年3月規則第28号で、平成24年10月1日から施行。ただし、別表27の項の改正規定(同項(22)から(28)までを削る部分((22)に係る部分を除く。))に限る。)は平成24年4月1日から施行)

附 則 (平成24年3月30日条例第35号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月27日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月23日条例第52号)

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年2月規則第8号で、同25年7月1日から施行)

附 則 (平成25年1月11日条例第29号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表27の項、45の2の項及び91の項の改正規定は公布の日から、同表2の2の項の改正規定は同年3月15日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第61号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表37の項、59の2の項、104の項及び120の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年7月9日条例第89号)

この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、別表1の4の項の次に加える改正規定、同表中2の2の項を2の3の項とし、2の項の次に加える改正規定、同表3の項の次に加える改正規定、同表中4の5の項を4の6の項とし、4の4の項を4の5の項とし、4の3の項を4の4の項とし、4の2の項の次に加える改正規定、同表31の4の項を削る改正規定、同表32の項の改正規定、同表45の2の項を削る改正規定、同表54の項及び55の項の改正規定並びに同表91の項を削り、同表中91の2の項を91の項とし、91の3の項を91の2の項とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日条例第114号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表59の2の項の改正規定は公布の日から、同表2の3の項の改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成26年2月規則第4号で、同26年3月20日から施行)

2 別表2の3の項の改正規定の施行の日前に申請された一般旅券の記載事項の訂正に係る事務については改正前の同項の規定の例により、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町が処理するものとする。

附 則 (平成26年3月28日条例第17号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表4の6の項の改正規定及び同表4の7の項の改正規定(同項右欄中「横須賀市」を「川崎市及び横須賀市」に改める部分を除く。)は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成26年3月規則第36号で、同26年4月1日から施行)

附 則 (平成26年5月13日条例第36号)

この条例は、平成26年6月12日から施行する。

附 則 (平成26年7月15日条例第42号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表13の項及び53の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年8月29日条例第49号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月21日条例第53号)

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成26年11月25日

(2) 第2条中事務処理の特例に関する条例別表53の項の改正規定 平成27年1月1日

(3) 第2条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日

（平成27年3月規則第19号で、同27年4月2日から施行）

附 則（平成26年12月26日条例第69号）

この条例中、第1条及び第3条の規定は平成27年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第14号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表90の4の項及び93の3の項を削る改正規定は同年5月31日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第53号）

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第55号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月4日条例第67号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月20日条例第28号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第87号）

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 平成28年4月1日

(2) 第1条中事務処理の特例に関する条例別表97の項の改正規定 平成28年6月1日

(3) 第2条の規定 平成28年8月1日

附 則（平成28年3月29日条例第21号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第22号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日条例第56号）

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成28年10月21日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表4の2の項(2)の改正規定は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成28年12月規則第107号で、同29年4月1日から施行）

附 則（平成28年12月27日条例第79号）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表53の項の改正規定（「及び川崎市」を削る部分に限る。）及び同表65の4の項の改正規定は公布の日から、同表65の4の項を同表65の5の項とし、同表65の3の項の次に加える改正規定は同年1月1日から施行する。

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）附則第5条第2項及び第28条の規定によりなお従前の例によることとされる勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮に係る事務については、改正前の別表120の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。

附 則（平成29年3月31日条例第20号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第44号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月5日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月28日条例第69号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表4の7の項及び157の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第27号）

この条例中、第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成30年10月23日条例第75号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年11月16日条例第85号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月28日条例第98号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、別表25の項及び32の14の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第10号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表34の項の次に加える改正規定は同年10月1日から、同表4の2の項の改正規定は同年10月31日から施行する。
- 2 土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第294号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第47条の規定による事務については、改正前の別表4の3の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。
- 3 別表34の項の次に加える改正規定の施行の日前にされた墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条に規定する許可の申請であって、同項の次に加える改正規定の施行の際許可若しくは不許可の処分がされていないもの又は同条の規定による許可であって、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）第19条第3項に規定する工事完了検査済証が交付されていないものに係る同法第10条、第18条及び第19条の規定による事務については、改正後の同表34の2の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月31日条例第6号）

この条例は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和元年7月16日条例第10号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成31年神奈川県条例第29号）附則第2項の規定による事務については、改正後の別表104の項(1)の規定の例により、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市が処理するものとする。

附 則（令和元年12月24日条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表14の項の改正規定は同年6月21日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第3条第3項の申請を受理し、及び知事に送付する事務は、改正後の別表14の項（1）の規定の例により、横浜市、川崎市及び相模原市が処理するものとする。
- 3 この条例の施行の際別表16の5の項及び121の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則の規定により市町村の長がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令又は規則の適用については、知事のした処分その他の行為とみなす。
- 4 施行日前に別表16の5の項及び121の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により市町村

(横浜市、川崎市及び相模原市を除く。次項において同じ。)の長に対してなされた許可、認可又は承認の申請で、この条例の施行の際当該申請に対する処分がされていないものについては、なお従前の例による。

- 5 前項の申請に対して市町村の長がした処分は、当該処分後における法令の適用については、知事のした処分とみなす。

附 則 (令和2年1月24日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表4の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号)附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第28条第1項及び第3項、第29条、第32条並びに第33条第1項の規定による事務については、改正前の別表59の2の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。
- 3 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第152号。以下「政令」という。)第3条第2項及び第5項の規定による事務については、改正後の別表59の2の項(27)の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。
- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に政令第3条第1項又は第4項の規定により知事に対してなされた許可の申請で、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際当該申請に対する処分がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年5月12日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年6月9日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年7月17日条例第57号)

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月28日条例第68号)

この条例は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月20日条例第76号)

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際別表30の2の項の左欄に掲げる事務に係る神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)の規定により知事がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における神奈川県生活環境の保全等に関する条例の適用については、当該市長のした処分その他の行為とみなす。

附 則 (令和2年12月25日条例第91号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表100の項の改正規定及び附則第3項の規定は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「旧法」という。)第18条の15第1項及び第2項に規定する届出並びに旧法第18条の16及び第18条の19に規定する命令に係る事務については、改正前の別表13の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものと

する。

- 3 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号）附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）第3条第1項、第6条第2項、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条、第11条並びに第12条の規定による事務並びにこれらの規定の施行に係る事務については、改正前の別表100の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。

附 則（令和3年3月30日条例第15号）

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和3年6月8日条例第51号）

この条例は、令和3年7月15日から施行する。

附 則（令和3年7月20日条例第54号）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、別表1の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月22日条例第79号）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（令和3年12月24日条例第87号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長がした自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第10条第1項又は第2項の規定による処分に係る同条例第27条第1項の規定による事務については、改正後の別表21の2の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際改正前の別表25の項、30の2の項及び32の4の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により市長又は町長がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事のした処分その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

<p>1 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第9条の5第1項の規定により、市町村の区域内に新たに土地を生じたことを確認した旨の届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第9条の5第2項の規定により、市町村の区域内に新たに土地を生じたことを確認した旨を告示すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市</p>
<p>1の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人（2以上の市町村の区域内に事務所を設置するものを除く。）の設立を認証すること。</p> <p>(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の設立等の認証の申請があった旨等を公表し、及び法第10条第2項に規定する書類を縦覧に供すること。</p> <p>(3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、認証の決定をした旨又は不認証の決定をした旨及びその理由を通知すること。</p> <p>(4) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の登記の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の認証を取り消すこと。</p> <p>(6) 法第17条の3の規定により、仮理事を選任すること。</p> <p>(7) 法第17条の4の規定により、特別代理人を選任すること。</p> <p>(8) 法第18条第3号の規定により、不正の行為等の報告を受理すること。</p> <p>(9) 法第23条第1項の規定により、役員の変更等の届出を受理すること。</p> <p>(10) 法第25条第3項の規定により、定款の変更を認証すること。</p> <p>(11) 法第25条第6項の規定により、定款の変更の届出を受理すること。</p> <p>(12) 法第25条第7項の規定により、定款の変更に係る登記事項証明書を受領すること。</p> <p>(13) 法第26条第1項の規定により、法第25条第4項の申請書を經由すること。</p> <p>(14) 法第26条第3項の規定により、変更後の所轄庁に事務の引継ぎを行うこと。</p> <p>(15) 法第29条の規定により、事業報告書等を受理すること。</p> <p>(16) 法第30条の規定により、事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧又は謄写させること。</p> <p>(17) 法第31条第2項の規定により、解散を認定すること。</p> <p>(18) 法第31条第4項の規定により、解散の届出を受理すること。</p> <p>(19) 法第31条の8の規定により、清算人の氏名及び住所の届出を受理すること。</p> <p>(20) 法第32条第2項の規定により、残余財産の譲渡を認証すること。</p> <p>(21) 法第32条の2第3項の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の嘱託を受けること。</p> <p>(22) 法第32条の2第4項の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。</p> <p>(23) 法第32条の3の規定により、清算終了の届出を受理すること。</p> <p>(24) 法第34条第3項の規定により、合併を認証すること。</p> <p>(25) 法第41条第1項の規定により、特定非営利活動法人に対し、業務又は財産の状況に関し報告をさせ、及び職員に特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務又は財産の状況等を検査させること。</p> <p>(26) 法第42条の規定により、必要な措置を採るべきことを命ずること。</p> <p>(27) 法第43条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</p> <p>(28) 法第43条第2項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取</p>	<p>藤沢市</p>

<p>り消すこと。</p> <p>(29) 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。</p> <p>(30) 法第43条の3（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。</p> <p>(31) 法第72条第2項の規定により、特定非営利活動法人の活動の状況に関する情報（(1)から(30)までに掲げる事務に関するものに限る。）を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録すること。</p> <p>(32) 法第73条の規定により、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること（(1)から(31)までに掲げる事務を処理するために必要があるときに限る。）。</p>	
<p>1の3 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年神奈川県条例第37号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第2条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請書を受理すること。</p> <p>(2) 条例第3条第2項の規定により、軽微な不備に該当することを確認すること。</p> <p>(3) 条例第6条第1項の規定により、定款の変更の認証申請書を受理すること。</p> <p>(4) 条例第6条第2項の規定により、定款の変更の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 条例第9条の規定により、閲覧又は謄写の用に供する書類を受理すること。</p> <p>(6) 条例第10条第2項の規定により、同条第1項の閲覧所以外の場所において謄写をさせること。</p> <p>(7) 条例第11条の規定により、成功の不能による解散の認定申請書を受理すること。</p> <p>(8) 条例第12条の規定により、残余財産の譲渡の認証申請書を受理すること。</p> <p>(9) 条例第13条第1項の規定により、合併の認証申請書を受理すること。</p>	藤沢市
<p>1の4 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下この項において「法」という。）及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第10条第3項ただし書、法第12条第4項第2号及び第3号、法第40条第4項及び第8項、法第57条第1項、法第62条第2項、法第63条第1項ただし書、法第64条第2項、法第69条第1項並びに法第92条の2第1項及び第2項の規定により、知事に提出する書類（主たる事務所がその市の区域にあるものに係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 法第12条第4項第2号及び第3号の規定により、知事に提出する書類（施設に係るものであって、当該施設がその市の区域にあるものに係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	横浜市、川崎市及び相模原市
<p>1の5 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第25条第1項の規定により、火薬類（煙火に限る。以下この項において同じ。）の消費を許可すること。</p> <p>(2) 法第25条第3項の規定により、同条第1項の許可を取り消すこと。</p> <p>(3) 法第43条第1項の規定により、火薬類の消費に関し、職員に製造所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、</p>	秦野市

<p>及び火薬類を収去させること。</p> <p>(4) 法第45条の規定により、火薬類の消費に関し、同条各号に掲げる措置をすること。</p> <p>(5) 法第46条第2項の規定により、火薬類の消費に関し、所有者及び占有者に対し、災害発生の日時等を報告させること。</p> <p>(6) 法第47条の規定により、火薬類の消費に関し、災害が発生したときに、現状を変更する旨の指示をすること。</p> <p>(7) 法第52条第1項の規定により、法第25条第1項の許可について公安委員会の意見を聴くこと。</p> <p>(8) 法第52条第2項の規定により、法第25条第1項、第3項及び第45条の処分について公安委員会及び海上保安庁長官に通報すること。</p> <p>(9) 法第52条第4項の規定により、火薬類の消費に関し、公安委員会及び海上保安庁長官からの必要な措置の要請を受理すること。</p> <p>(10) 法第52条第5項の規定により、火薬類の消費に関し、警察官からの通報を受理すること。</p> <p>(11) 省令第81条の14の規定により、省令第48条第1項の許可申請書及び火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出を受理すること。</p>	
<p>1の6 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条第1号に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定により、高圧ガスの製造を許可すること。</p> <p>(2) 法第5条第2項の規定により、製造をする高圧ガスの種類等の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第9条の規定により、高圧ガスの製造の許可を取り消すこと。</p> <p>(4) 法第10条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第10条の2第2項（法第24条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(6) 法第11条第3項の規定により、高圧ガスの製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は法第8条第2号の技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずること。</p> <p>(7) 法第12条第3項の規定により、高圧ガスの製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は同条第2項の技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずること。</p> <p>(8) 法第14条第1項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置の変更の工事等を許可すること。</p> <p>(9) 法第14条第2項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置等の軽微な変更の工事等の届出を受理すること。</p> <p>(10) 法第14条第4項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置等の変更の工事等の届出を受理すること。</p> <p>(11) 法第15条第2項の規定により、技術上の基準に従って高圧ガスを貯蔵すべきことを命ずること。</p> <p>(12) 法第16条第1項の規定により、第一種貯蔵所の設置を許可すること。</p> <p>(13) 法第17条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(14) 法第17条の2第1項の規定により、第二種貯蔵所の設置の届出を受理すること。</p> <p>(15) 法第18条第3項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずること。</p> <p>(16) 法第19条第1項の規定により、第一種貯蔵所の位置等の変更の工事を許可すること。</p> <p>(17) 法第19条第2項の規定により、第一種貯蔵所の位置等の軽微な変更の工事の届出を受理すること。</p> <p>(18) 法第19条第4項の規定により、第二種貯蔵所の位置等の変更の工事の届出を受理すること。</p> <p>(19) 法第20条第1項本文の規定により、高圧ガスの製造のための施設等の完成検査を行うこと。</p>	相模原市

- (20) 法第20条第1項ただし書の規定により、高圧ガスの製造のための施設等が技術上の基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。
- (21) 法第20条第3項の規定により、特定変更工事の完成検査を行うこと。
- (22) 法第20条第4項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。
- (23) 法第20条の4第1項の規定により、高圧ガスの販売事業の届出を受理すること。
- (24) 法第20条の4の2第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。
- (25) 法第20条の5第2項の規定により、高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告すること。
- (26) 法第20条の5第3項の規定により、同条第2項の規定による勧告を受けた販売業者等がその勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (27) 法第20条の6第2項の規定により、技術上の基準に従って高圧ガスの販売をすべきことを命ずること。
- (28) 法第20条の7の規定により、販売する高圧ガスの種類の変更の届出を受理すること。
- (29) 法第21条第1項の規定により、高圧ガスの製造の開始及び廃止の届出を受理すること。
- (30) 法第21条第2項の規定により、高圧ガスの製造の事業の廃止の届出を受理すること。
- (31) 法第21条第3項の規定により、高圧ガスの製造の廃止の届出を受理すること。
- (32) 法第21条第4項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途の廃止の届出を受理すること。
- (33) 法第21条第5項の規定により、高圧ガスの販売事業の廃止の届出を受理すること。
- (34) 法第22条第1項の規定により、高圧ガス及びその容器の輸入検査を行うこと。
- (35) 法第22条第1項第1号の規定により、高圧ガス及びその容器が輸入検査技術基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。
- (36) 法第22条第2項の規定により、輸入検査の結果の報告を受理すること。
- (37) 法第22条第3項の規定により、高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (38) 法第24条の2第1項の規定により、消費する特定高圧ガスの種類等の届出を受理すること。
- (39) 法第24条の3第3項の規定により、特定高圧ガスの消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は同条第2項の技術上の基準に従って特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずること。
- (40) 法第24条の4第1項の規定により、特定高圧ガスの消費のための施設の位置等の変更の工事等の届出を受理すること。
- (41) 法第24条の4第2項の規定により、特定高圧ガスの消費の廃止の届出を受理すること。
- (42) 法第26条第1項の規定により、危害予防規程の届出又は危害予防規程の変更の届出を受理すること。
- (43) 法第26条第2項の規定により、危害予防規程の変更を命ずること。
- (44) 法第26条第4項の規定により、危害予防規程を守るべきこと又は従業者に危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。
- (45) 法第27条第2項の規定により、保安教育計画の変更を命ずること。
- (46) 法第27条第5項の規定により、保安教育計画を忠実に実行し、又は従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告すること。

- (47) 法第27条の2第5項（法第27条の4第2項、法第28条第3項及び法第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、保安統括者、冷凍保安責任者、販売主任者、取扱主任者又は保安統括者若しくは冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。
- (48) 法第27条の2第6項（法第27条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任の届出を受理すること。
- (49) 法第34条の規定により、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずること。
- (50) 法第35条第1項の規定により、特定施設の保安検査を行うこと。
- (51) 法第35条第1項第1号の規定により、特定施設の保安検査を受けた旨の届出を受理すること。
- (52) 法第35条第3項の規定により、保安検査の結果の報告を受理すること。
- (53) 法第36条第2項の規定により、高圧ガスの製造のための施設等が危険な状態となった旨の届出を受理すること。
- (54) 法第38条第1項の規定により、高圧ガスの製造若しくは貯蔵所の設置の許可を取り消し、又は高圧ガスの製造若しくは貯蔵の停止を命ずること。
- (55) 法第38条第2項の規定により、高圧ガスの製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずること。
- (56) 法第39条第1号の規定により、高圧ガスの製造のための施設等の全部又は一部の使用の一時停止を命ずること。
- (57) 法第39条第2号の規定により、高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- (58) 法第39条第3号の規定により、高圧ガス等の所有者等に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。
- (59) 法第39条の11第1項の規定により、特定変更工事に係る完成検査の記録の届出を受理すること。
- (60) 法第39条の11第2項の規定により、特定施設に係る保安検査の記録の届出を受理すること。
- (61) 法第49条の30（法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）の規定により、登録容器等の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命じ、又は請求すること。
- (62) 法第49条の35の規定により、輸入した外国登録容器等の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (63) 法第56条の4第3項（法第56条の6の14第4項及び法第56条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定により、特定設備検査合格証、特定設備基準適合証及び指定設備認定証の再交付の申請を受理し、並びに経済産業大臣に送付すること。
- (64) 法第61条第1項の規定により、第一種製造者等に対し、その業務に関する報告をさせること。
- (65) 法第62条第1項の規定により、職員に高圧ガスを製造する者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は高圧ガスを収去させること。
- (66) 法第63条第1項の規定により、事故に係る届出を受理すること。
- (67) 法第63条第2項の規定により、災害に係る報告を命ずること。
- (68) 法第64条の規定により、高圧ガスによる災害時に、現状を変更する指示をすること。
- (69) 法第74条第1項の規定により、高圧ガスの製造を許可したこと等について公安委員会等に通報すること。
- (70) 法第74条第2項の規定により、高圧ガスに係る事故等について警察官からの通報を受けること。
- (71) 法第74条第3項の規定により、高圧ガスの製造のための施設等が危険な状態となった旨の消防吏員等からの通報を受けること。

<p>(72) 法第74条第4項の規定により、高圧ガスに係る事故等について経済産業大臣に報告すること。</p>	
<p>2 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定により、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない販売業者（卸売業者を除く。以下この項において同じ。）に対し、表示事項を表示し、及び遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p> <p>(2) 法第4条第3項の規定により、同条第1項の指示に従わない販売業者があるときは、その旨を公表すること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p> <p>(3) 法第10条第1項の規定により、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため、一般消費者の利益が害されている旨の申出を受理すること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p> <p>(4) 法第10条第2項の規定により、同条第1項の規定による申出に係る必要な調査を行うこと（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p> <p>(5) 法第19条第2項の規定により、販売業者から報告を徴し、及び職員に店舗等に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させること（報告の徴収にあっては、主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村</p>
<p>3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第16条の2第2項の規定により、供給設備（特定供給設備に限る。）を修理し、改造し、及び移転すべきことを命ずること。</p> <p>(2) 法第36条第1項の規定により、特定供給設備の設置を許可すること。</p> <p>(3) 法第37条の2第1項の規定により、特定供給設備の位置等の変更を許可すること。</p> <p>(4) 法第37条の2第2項の規定により、特定供給設備の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第37条の3第1項本文の規定により、特定供給設備の完成検査を行うこと。</p> <p>(6) 法第37条の3第1項ただし書の規定により、特定供給設備の完成検査を受け、基準に適合した旨の届出を受理すること。</p> <p>(7) 法第37条の3第2項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。</p> <p>(8) 法第37条の7第1項の規定により、特定供給設備の許可を取り消し、及び使用の停止を命ずること。</p> <p>(9) 法第37条の7第2項の規定により、特定供給設備の使用停止を命ずる旨を一般消費者等に通知すること。</p> <p>(10) 法第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(11) 法第82条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス設備士及び特定液化石油ガス設備工事事業者に対し(1)から(10)までに掲げる事務に関し、その業務又は経理の状況について報告をさせること。</p> <p>(12) 法第83条第1項の規定により、職員に(1)から(9)までに掲げる事務に関し、液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させること。</p> <p>(13) 法第83条第3項の規定により、(1)から(10)までに掲げる事務に関し、職員に液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させること。</p>	<p>秦野市</p>

<p>(14) 法第87条第1項の規定により、法第36条第1項及び法第37条の2第1項の許可、法第37条の2第2項及び法第38条の3の規定による届出並びに法第37条の7第1項の規定による許可の取消しについて、消防長に通報すること。</p>	
<p>4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第40条第1項の規定により、特定製品の販売の事業を行う者に対し、その業務の状況に関し、報告をさせること。</p> <p>(2) 法第41条第1項の規定により、職員に特定製品の販売の事業を行う者の事務所等に立ち入り、特定製品、帳簿、書類その他の物件を検査させること。</p> <p>(3) 法第42条第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、特定製品を提出すべきことを命ずること。</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村</p>
<p>4の2 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（法第3条第1項の規定により一般旅券の発給を申請しようとする者が緊急に渡航する必要があると認められる場合における事務その他の規則で定める事務を除く。）</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定により、一般旅券の発給の申請を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 法第3条第2項ただし書の規定により、申請者の身分上の事実を確認すること。</p> <p>(3) 法第3条第2項第2号の規定により、申請者の身分上の事実が明らかであると認めること。</p> <p>(4) 法第3条第3項の規定により、申請者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。</p> <p>(5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者の出頭を求めて一般旅券を交付すること。</p> <p>(6) 法第8条第2項の規定により、申請者の出頭を求めなく一般旅券を交付すること。</p> <p>(7) 法第12条第1項の規定により、一般旅券の査証欄の増補の申請を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(8) 法第17条第1項及び第2項の規定により、一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(9) 法第17条第3項の規定により、届出者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。</p> <p>(10) 法第19条第5項の規定により、一般旅券の返納を受理すること。</p> <p>(11) 法第19条第6項の規定により、返納を受けた一般旅券に消印をして還付すること。</p> <p>(12) 省令第3条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が出頭しない場合の申請の申出を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(13) 省令第3条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、出頭した者が申請者の指定した者であること等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。</p> <p>(14) 省令第7条第5項（省令第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が指定した者の住所等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。</p>	<p>横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町</p>
<p>4の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第6条第2項（法第48条第8項及び法第84条において準用する場合</p>	<p>横浜市及び相模原市</p>

- を含む。)の規定により、あつせん又は調停をなすべき旨の申請を受理すること。
- (2) 法第6条第3項(法第48条第8項及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、あつせん及び調停を行うこと。
- (3) 法第7条第5項(法第48条第9項、法第52条第9項(法第53条の4第2項(法第96条において読み替えて準用する場合を含む。(6)、(8)及び(28)から(30)までにおいて同じ。))及び法第96条において準用する場合を含む。))、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する職員の援助の請求を受理すること。
- (4) 法第8条第1項(法第48条第9項、法第84条及び法第95条第3項において準用する場合並びに法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画及び定款(法第84条において準用する場合にあつては法第77条第2項に規定する定款等、法第95条の2第3項において準用する場合にあつては土地改良事業計画及び規約)の審査を行つて適否を決定し、その旨を申請人に通知すること。
- (5) 法第8条第2項(法第48条第9項、法第56条第5項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する技術者からの報告を徴すること。
- (6) 法第8条第6項(法第48条第9項、法第84条及び法第95条第3項において準用する場合並びに法第52条の2第4項(法第53条の4第2項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、申請を適当と決定した旨を公告し、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款(法第52条の2第4項において読み替えて準用する場合にあつては換地計画書、法第84条において準用する場合にあつては法第77条第2項に規定する定款等、法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合にあつては土地改良事業計画書及び規約)の写しを縦覧に供すること。
- (7) 法第9条第1項(法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、利害関係人からの異議の申出を受理すること。
- (8) 法第9条第2項(法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項(法第53条の4第2項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する技術者(法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあつては、法第52条第4項に掲げる者)の意見を聴き、異議の申出について決定すること。
- (9) 法第9条第4項(法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区(土地改良区連合を含む。(10)、(46)及び(47)を除き、以下この項において同じ。)の設立(法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあつては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあつては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあつては換地計画)の認可の申請を却下すること。
- (10) 法第10条第1項(法第48条第9項、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の設立(法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあつては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあつては土地改良事業)を認可すること。
- (11) 法第10条第3項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区が成立した旨を公告すること。
- (12) 法第18条第17項(法第68条第4項及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、役員(法第68条第4項において準用する場合に

- あつては、清算人。(13)において同じ。)の氏名等の届出及び変更の届出を受理すること。
- (13) 法第18条第18項(法第68条第4項及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、役員等の氏名等の届出又は変更の届出があつた旨を公告すること。
- (14) 法第19条の4第3号(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、違反事項等に係る報告を受理すること。
- (15) 法第29条の2第4項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、決算関係書類を受理すること。
- (16) 法第29条の4第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、仮理事を選任し、及び役員を選挙するための総会を招集して選挙させること。
- (17) 法第30条第2項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の定款の変更を認可すること。
- (18) 法第30条第3項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の定款の変更を認可した旨を公告すること。
- (19) 法第36条第9項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、特定受益者からの経費の徴収を認可すること。
- (20) 法第41条第3項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、債権者からの異議の申出を受理すること。
- (21) 法第41条第4項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、債権者からの異議の申出について決定すること。
- (22) 法第47条第1項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する職員の援助の請求を受理すること。
- (23) 法第48条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画(法第84条において準用する場合にあつては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する計画。(25)及び(73)において同じ。)の変更等を認可すること。
- (24) 法第48条第10項(法第84条及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法第48条第9項において準用する法第8条第2項及び第6項並びに法第9条に規定する手続を省略することを適当と認めること。
- (25) 法第48条第11項(法第84条及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画の変更等を認可した旨を公告すること。
- (26) 法第49条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、応急工事計画を認可すること。
- (27) 法第52条第1項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画を認可すること。
- (28) 法第52条の2第1項(法第53条の4第2項、法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画(法第53条の4第2項において準用する場合にあつては、換地計画の変更。(29)において同じ。)の審査を行つて適否を決定し、その旨を申請をした土地改良区に通知すること。
- (29) 法第52条の2第3項(法第53条の4第2項、法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画の適否について関係農業委員会の意見を聴くこと。
- (30) 法第52条の3第1項(法第53条の4第2項において読み替えて準用する場合並びに法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画(法第53条の4第2項において読み替えて準用する場合にあつては、換地計画の変更の部分)に係る土地等の所有者等からの異議の申出を受理すること。
- (31) 法第53条の4第1項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画の変更を認可すること。

- (32) 法第54条第3項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地処分をした旨の届出を受理すること。
- (33) 法第54条第4項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地処分があった旨を公告すること。
- (34) 法第54条第5項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地処分があった旨の公告をした旨を管轄登記所に通知すること。
- (35) 法第56条第3項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、法第56条第1項又は第2項の規定による協議に係る裁定の申請を受理すること。
- (36) 法第56条第4項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、法第56条第2項の規定による協議を求められた者の意見を聴き、当該協議に係る裁定をすること。
- (37) 法第57条の2第1項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用排水施設等の管理規程を認可すること。
- (38) 法第57条の2第3項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用排水施設等の管理規程の変更等を認可すること。
- (39) 法第57条の2第4項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用排水施設等の管理規程又はその変更等を認可した旨を公告すること。
- (40) 法第57条の4第1項(法第57条の8及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、農業集落排水施設整備事業の計画(法第57条の8において準用する場合にあっては、事業計画の変更)等を認可すること。
- (41) 法第67条第2項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の総会の議決による解散を認可すること。
- (42) 法第67条第3項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区が解散した旨を公告すること。
- (43) 法第70条の2第3項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の嘱託を受けること。
- (44) 法第70条の2第4項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。
- (45) 法第71条の2(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の清算が終了した旨の届出を受理すること。
- (46) 法第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を認可すること。
- (47) 法第72条第3項の規定により、土地改良区が合併後存続する旨等を公告すること。
- (48) 法第77条第2項の規定により、土地改良区連合の設立を認可すること。
- (49) 法第81条の規定により、所属土地改良区の数の増減を認可すること。
- (50) 法第95条第1項の規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、若しくは農地中間管理機構又は法第3条に規定する資格を有する者(以下この項において「農業協同組合等」という。)の行う土地改良事業を認可すること。
- (51) 法第95条第4項の規定により、農業協同組合等の行う土地改良事業を認可した旨を公告すること。
- (52) 法第95条の2第1項の規定により、農業協同組合等の行う土地改良事業計画の変更等を認可すること。
- (53) 法第97条第5項の規定により、農業委員会又は関係農業委員会に交換分合計画を定めるよう指示すべき旨の請求を受理すること。
- (54) 法第97条第6項の規定により、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条第1項に規定する都道府県機構(以下この項において「都道府県機構」という。)の意見を聴き、農業委員会又は関係農業委員会に交換分合計画を定めるよう指示をすること。

- (55) 法第98条第5項の規定により、審査の申立てを受理すること。
- (56) 法第98条第6項の規定により、審査の申立てについて裁決すること。
- (57) 法第98条第8項の規定により、交換分合計画を認可すること。
- (58) 法第98条第9項の規定により、交換分合計画の認可について、都道府県機構の意見を聴くこと。
- (59) 法第98条第10項の規定により、交換分合計画を認可した旨を公告すること。
- (60) 法第99条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、交換分合計画を認可すること。
- (61) 法第99条第4項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、関係農業委員会の意見を聴くこと。
- (62) 法第99条第5項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、申請の旨を公告し、交換分合計画書の写しを縦覧に供すること。
- (63) 法第99条第6項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、公告した旨を通知すること。
- (64) 法第99条第7項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、交換分合計画に対する異議の申出を受理すること。
- (65) 法第99条第8項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、交換分合計画に対する異議の申出について決定すること。
- (66) 法第99条第10項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、都道府県機構の意見を聴くこと。
- (67) 法第99条第12項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、交換分合計画を認可した旨を公告すること。
- (68) 法第100条第1項の規定により、交換分合計画を認可すること。
- (69) 法第109条(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、農用地の形質の変更を許可すること。
- (70) 法第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の着手又は完了に係る届出を受理すること。
- (71) 法第113条の3第2項の規定により、土地改良事業の工事の完了に係る届出があった旨を公告すること。
- (72) 法第122条第2項ただし書の規定により、土地の形質の変更等を許可すること。
- (73) 法第125条の2の規定により、土地改良事業計画又はその変更(土地改良区又は農業協同組合等の行う土地改良事業に係るものに限る。)について、神奈川県都市計画審議会等の意見を聞くこと。
- (74) 法第132条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区等からその事業に関し報告を徴し、及びこれらの者の業務又は会計の状況を検査すること。
- (75) 法第133条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の組合員からの検査の請求を受理し、及びその土地改良区の事業又は会計の状況を検査すること。
- (76) 法第134条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区等に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- (77) 法第134条第2項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区に対し、その役員の一部又は全部の改選を命ずること。
- (78) 法第134条第3項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の役員を解任すること。
- (79) 法第135条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の解散を命ずること。
- (80) 法第136条第1項(法第84条及び法第136条第2項において準用する場合(法第52条第5項及び法第53条の4第2項において準用する法第52条第5項の会議に準用する場合に限る。))を含む。)の規定により、土地改良区

の総会等の決議並びに役員等の選挙及び当選を取り消すこと。

- 5 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務
- (1) 法第4条第1項の規定により、農地を農地以外のものにする行為（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下この項において「政令」という。）第4条第1項第2号へ(1)から(5)までに規定する法律に定めるところに従って農地を農地以外のものにする行為で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。）を除く。（2）において同じ。）を許可すること。
 - (2) 法第4条第8項の規定により、国又は都道府県等が農地を農地以外のものにする行為について、国又は都道府県等と協議すること。
 - (3) 法第4条第9項（法第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、法第4条第8項の協議（（2）に掲げる事務に関するものに限る。）の成立（法第5条第5項において準用する場合にあつては、同条第4項の協議（（5）に掲げる事務に関するものに限る。）の成立）について農業委員会の意見を聴くこと。
 - (4) 法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について法第3条第1項本文に掲げる権利の設定及び移転（これらの権利を取得する者が、同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合（政令第4条第1項第2号へ(1)から(5)までに規定する法律に定めるところに従ってこれらの権利を取得する場合で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。）におけるこれらの権利の設定及び移転を除く。）を許可すること。
 - (5) 法第5条第4項の規定により、国又は都道府県等が農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得する行為（政令第4条第1項第2号へ(1)から(5)までに規定する法律に定めるところに従ってこれらの権利を取得する行為で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。）を除く。）について、国又は都道府県等と協議すること。
 - (6) 法第18条第1項の規定により、農地又は採草放牧地の賃貸借の解除、解約の申入れ及び合意による解約並びに賃貸借の更新をしない旨の通知を許可すること。
 - (7) 法第18条第3項の規定により、同条第1項の許可について農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）の意見を聴くこと。
 - (8) 法第37条の規定により、農地中間管理権の設定に関する裁定の申請を受理すること。
 - (9) 法第38条第1項（法第41条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、農地の所有者等に通知し、意見書を提出する機会を与えること。
 - (10) 法第39条第1項（法第41条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、農地中間管理権（法第41条第2項において読み替えて準用する場合にあつては、利用権）を設定すべき旨の裁定をすること。
 - (11) 法第39条第4項（法第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、法第39条第1項の裁定（法第41条第2項において準用する場合にあつては、同条第1項の裁定）について都道府県機構の意見を聴くこ

川崎市、相模原市及び横須賀市（左欄(1)、(4)及び(5)に掲げる事務のうち政令第4条第1項第2号へ(5)の規定に係るものにあつては、横須賀市を除き、左欄(6)及び(7)並びに左欄(15)のうち(6)に掲げる事務に関するもの、左欄(16)及び(17)のうち(15)に掲げる事務に関するもの（(6)に掲げる事務に関するものに限る。）並びに左欄(18)のうち(6)、(7)及び(15)に掲げる事務に関するもの（(15)に掲げる事務にあつては、(6)に掲げる事務に関するものに限る。）にあつては、川崎市及び相模原市を除く。）

	と。 (12) 法第40条第1項の規定により、法第39条第1項の裁定をした旨を農地中間管理機構及び当該裁定の申請に係る農地の所有者等に通知するとともに、公告すること。 (13) 法第41条第1項の規定により、利用権の設定に関する裁定の申請を受理すること。 (14) 法第41条第3項の規定により、同条第2項において読み替えて準用する法第39条第1項の裁定をした旨を農地中間管理機構等に通知するとともに、公告すること。 (15) 法第49条第1項の規定により、(1)、(4)、(6)、(10)及び(19)に掲げる事務に関し、職員に他人の土地又は工作物に立ち入り、調査、測量並びに物件の除去及び移転をさせること。 (16) 法第49条第3項の規定により、(15)に掲げる事務に関し、土地又は工作物の占有者に通知し、及び通知をすることができない場合その他特別の事情がある場合に通知に代えて公示すること。 (17) 法第49条第5項の規定により、(15)に掲げる事務に関し、土地又は工作物の所有者又は占有者が同条第1項の調査、測量並びに物件の除去及び移転によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。 (18) 法第50条の規定により、(1)から(17)まで及び(19)から(23)までに掲げる事務に関し、農業委員会及び農業委員会等に関する法律第44条第1項に規定する機構からの報告を求めること。 (19) 法第51条第1項の規定により、許可の取消し等を行い、並びに行為の停止を命じ、及び原状回復等の措置を命ずること。 (20) 法第51条第3項の規定により、原状回復等の措置を講ずること。 (21) 法第51条第4項の規定により、原状回復等の措置に要した費用を負担させること。 (22) 法第51条の2第1項の規定により、(1)から(21)まで及び(23)に掲げる事務に関し、農地に関する情報を利用し、又は提供すること。 (23) 法第51条の2第2項の規定により、(1)から(22)までに掲げる事務に関し、農地に関する情報の提供を求めること。 (24) 法第52条の4の規定により、農業委員会からの法第51条第1項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことの要請を受理すること。	
6	削除	
7	削除	
8	削除	
9	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第7条第1項の規定により、歴史的風土保存区域内における行為の届出を受理すること。 (2) 法第7条第2項の規定により、必要な助言及び勧告をすること。 (3) 法第7条第3項の規定により、国の機関からの歴史的風土保存区域内における行為の通知を受理すること。	鎌倉市及び逗子市
10	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 (1) 法の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 (2) (1)に掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	鎌倉市及び逗子市
11	首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 (1) 法第7条第1項の規定により、保全区域における行為の届出を受理すること。 (2) 法第7条第2項の規定により、必要な助言及び勧告をすること。 (3) 法第7条第3項の規定により、国の機関からの保全区域における行為	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町

<p>の通知を受理すること</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
<p>12 削除</p>	
<p>13 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第1項及び附則第5項において政令市の長が行うこととされている事務にあつては、工場に係る事務に限る。）</p> <p>(1) 法第6条第1項の規定により、ばい煙発生施設の設置の届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第7条第1項の規定により、ばい煙発生施設となった際現にその施設を設置している者等からの届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第8条第1項の規定により、ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(4) 法第9条の規定により、ばい煙発生施設の構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法に関する計画の変更並びにばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。</p> <p>(5) 法第9条の2の規定により、指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(6) 法第10条第2項（法第17条の13第1項、法第18条の13第1項及び法第18条の36第1項において準用する場合を含む。）の規定により、法第10条第1項の期間（法第17条の13第1項において準用する場合にあつては法第17条の9の期間、法第18条の13第1項において準用する場合にあつては法第18条の9の期間、法第18条の36第1項において準用する場合にあつては法第18条の32の期間）を短縮すること。</p> <p>(7) 法第11条（法第17条の13第2項、法第18条の13第2項及び法第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、氏名等の変更及びばい煙発生施設等の使用の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(8) 法第12条第3項（法第17条の13第2項、法第18条の13第2項及び法第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(9) 法第14条第1項の規定により、ばい煙発生施設の構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法の改善並びにばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずること。</p> <p>(10) 法第14条第3項の規定により、指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(11) 法第17条の5第1項の規定により、揮発性有機化合物排出施設の設置の届出を受理すること。</p> <p>(12) 法第17条の6第1項の規定により、揮発性有機化合物排出施設となった際現にその施設を設置している者等からの届出を受理すること。</p> <p>(13) 法第17条の7第1項の規定により、揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(14) 法第17条の8の規定により、揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法並びに揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更並びに揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。</p> <p>(15) 法第17条の11の規定により、揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法並びに揮発性有機化合物の処理の方法の改善並びに揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命ずること。</p> <p>(16) 法第18条第1項の規定により、一般粉じん発生施設の設置等の届出を受理すること。</p> <p>(17) 法第18条第3項の規定により、一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(18) 法第18条の2第1項の規定により、一般粉じん発生施設となった際現にその施設を設置している者等からの届出を受理すること。</p> <p>(19) 法第18条の4の規定により、一般粉じん発生施設に係る構造並びに使</p>	<p>平塚市及び藤沢市（左欄(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務（(7)及び(8)に掲げる事務にあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。）並びに左欄(31)のうち(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務に関するもの（(7)及び(8)に掲げる事務に関するものにあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。））にあつては、藤沢市に限る。）</p>

<p>用及び管理に関する基準に従うべきことを命じ、並びに一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずること。</p> <p>(20) 法第18条の6第1項の規定により、特定粉じん発生施設の設置等の届出を受理すること。</p> <p>(21) 法第18条の6第3項の規定により、特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(22) 法第18条の7第1項の規定により、特定粉じん発生施設となった際現にその施設を設置している者等からの届出を受理すること。</p> <p>(23) 法第18条の8の規定により、特定粉じん発生施設の構造及び使用の方法並びに特定粉じんの処理の方法及び飛散の防止の方法に関する計画の変更並びに特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。</p> <p>(24) 法第18条の11の規定により、特定粉じん発生施設の構造及び使用の方法の改善並びに特定粉じんの処理の方法及び飛散の防止の方法の改善を命じ、並びに特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずること。</p> <p>(25) 法第18条の28第1項の規定により、水銀排出施設の設置の届出を受理すること。</p> <p>(26) 法第18条の29第1項の規定により、水銀排出施設となった際現にその施設を設置している者等からの届出を受理すること。</p> <p>(27) 法第18条の30第1項の規定により、水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(28) 法第18条の31の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法に関する計画の変更並びに水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。</p> <p>(29) 法第18条の34第1項の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法の改善並びに水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(30) 法第18条の34第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(31) 法第26条第1項の規定により、(1)から(30)までに掲げる事務に関し、必要な事項の報告を求め、及び職員に工場等に立ち入り、ばい煙発生施設等を検査させること。</p> <p>(32) 法第28条第2項の規定により、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、及び意見を述べること。</p> <p>(33) 法附則第10項の規定により、指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制について勧告すること。</p> <p>(34) 法附則第11項の規定により、指定物質排出施設の状況その他必要な事項に関し、報告を求めること。</p>	
<p>13の2 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第15条の2第1項の規定により、農用地区域内における開発行為を許可すること。</p> <p>(2) 法第15条の2第6項及び第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、同条第1項の許可（同条第9項において準用する場合にあっては、同条第8項の協議の成立）について農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構の意見を聴くこと。</p> <p>(3) 法第15条の2第8項の規定により、国又は地方公共団体が行う農用地区域内における開発行為について、国又は地方公共団体と協議すること。</p> <p>(4) 法第15条の3の規定により、開発行為の中止を命じ、及び期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること。</p> <p>(5) 法第15条の4第1項の規定により、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>(6) 法第15条の4第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときに、その旨及びその勧告の内容を公表すること。</p>	相模原市

<p>14 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下この項において「法」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法及び省令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>横浜市、川崎市及び相模原市</p>
<p>15 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（法第2条第7号に規定するダイオキシン類発生施設に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第3条第3項（法第4条第3項、法第5条第3項及び法第6条第2項において準用する場合を含む。（2）において同じ。）の規定により、公害防止統括者等の選任、死亡及び解任の届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第6条の2第2項の規定により、法第3条第3項の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した者からの届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第10条の規定により、公害防止統括者等の解任を命ずること。</p> <p>(4) 法第11条第1項の規定により、公害防止統括者等の職務の実施状況の報告を求め、及び職員に特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させること。</p>	<p>平塚市及び藤沢市</p>
<p>15の2 都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第13条において読み替えて準用する法第7条第1項の規定により、特別緑地保全地区である旨を明示すること。</p> <p>(2) 法第14条第1項の規定により、特別緑地保全地区内における同項各号に掲げる行為を許可すること。</p> <p>(3) 法第14条第4項の規定により、特別緑地保全地区内において同条第1項各号に掲げる行為をする旨の通知を受理すること。</p> <p>(4) 法第14条第5項の規定により、特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に同条第1項各号に掲げる行為に着手している旨の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第14条第6項の規定により、特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として同条第1項各号に掲げる行為をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(6) 法第14条第7項の規定により、必要な助言及び勧告を行うこと。</p> <p>(7) 法第14条第8項後段の規定により、国の機関又は地方公共団体が行う行為について、当該国の機関又は地方公共団体と協議すること。</p> <p>(8) 法第15条において準用する法第9条第1項の規定により、原状回復を命じ、及びこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>(9) 法第15条において準用する法第9条第2項前段の規定により、原状回復等を自ら行い、及び命じた者又は委任した者に行わせること。</p> <p>(10) 法第15条において準用する法第9条第2項後段の規定により、原状回復等を行う旨を公告すること。</p> <p>(11) 法第19条において読み替えて準用する法第11条第1項の規定により、特別緑地保全地区内における法第14条第1項に掲げる行為の実施状況等について報告を求めること。</p> <p>(12) 法第19条において読み替えて準用する法第11条第2項の規定により、職員に特別緑地保全地区内の土地等に立ち入らせ、並びに法第14条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、及びこれらの行為が緑地の保全に及ぼす影響を調査させること。</p> <p>(13) (1)から(12)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>大磯町</p>
<p>16 都市緑地法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定める</p>	<p>葉山町</p>

<p>もの</p> <p>16の2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第5条第3項の規定により、同条第2項の規定による届出を経由すること。</p> <p>(2) 法第6条第3項の規定により、対応化学物質分類名の通知を受理すること。</p> <p>(3) 法第7条第2項及び第3項の規定により、第一種指定化学物質の名称の通知を受理すること。</p> <p>(4) 法第7条第5項の規定により、届け出られた事項について説明を求めること。</p> <p>(5) 法第8条第2項の規定により、ファイル記録事項の通知を受理すること。</p> <p>(6) 法第8条第4項の規定により、同条第3項の規定による集計の結果の通知を受理すること。</p> <p>(7) 法第8条第5項の規定により、同条第2項の規定による通知に係る事項について集計し、及びその結果を公表すること。</p> <p>(8) 法第13条の規定により、必要な資料の提供を求め、及び意見を述べること。</p>	<p>横浜市、川崎市及び相模原市</p>
<p>16の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務（法第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣及び法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣（ニホンザル及びニホンジカに限る。）に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定により、鳥獣の捕獲等（愛玩のための飼養目的以外の捕獲等であって、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、コジュケイ、キジ、バン、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、タイワンリス、シマリス、アライグマ、タヌキ、テン（亜種ツシマテンを除く。）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ドバト、ウソ及びオナガに係るものに限る。）及び鳥類の卵の採取等を許可すること。</p> <p>(2) 法第9条第7項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、許可証を交付すること。</p> <p>(3) 法第9条第8項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、従事者証を交付すること。</p> <p>(4) 法第9条第9項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、許可証又は従事者証（以下この項において「許可証等」という。）を再交付すること。</p> <p>(5) 法第9条第11項の規定により、許可証等の返納を受理すること。</p> <p>(6) 法第9条第13項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、同条第1項の許可を受けた者から報告を受理すること。</p> <p>(7) 法第10条第1項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。</p> <p>(8) 法第10条第2項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、法第9条第1項の許可を取り消すこと。</p> <p>(9) 法第75条第1項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、法第9条第1項の許可を受けた者に対し報告を求めること。</p> <p>(10) 法第75条第3項の規定により、(1)から(9)までに掲げる事務に関し、職員に鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、鳥獣（その加工品を含む。）及び鳥類の卵を検査させること。</p>	<p>市町村</p>

<p>(11) 省令の規定により、許可証等に係る届出を受理する事務で別に規則で定めるもの</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
<p>16の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第19条第1項の規定により、登録すること。</p> <p>(2) 法第19条第3項の規定により、登録票を交付すること。</p> <p>(3) 法第19条第5項の規定により、登録を更新すること。</p> <p>(4) 法第19条第6項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、登録票を再交付すること。</p> <p>(5) 法第20条第3項の規定により、登録鳥獣の譲受け又は引受けに係る届出を受理すること。</p> <p>(6) 法第21条第1項の規定により、登録票の返納を受理すること。</p> <p>(7) 法第22条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。</p> <p>(8) 法第22条第2項の規定により、登録を取り消すこと。</p> <p>(9) 法第75条第3項の規定により、(1)から(8)までに掲げる事務に関し、職員に鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、鳥獣（その加工品を含む。）及び鳥類の卵を検査させること。</p> <p>(10) 省令の規定により、法第19条第3項に規定する登録票に係る届出を受理する事務で別に規則で定めるもの</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	市町村
<p>16の5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第24条第1項の規定により、販売禁止鳥獣等の販売を許可すること。</p> <p>(2) 法第24条第5項の規定により、販売許可証を交付すること。</p> <p>(3) 法第24条第6項の規定により、販売許可証を再交付すること。</p> <p>(4) 法第24条第8項の規定により、販売許可証の返納を受理すること。</p> <p>(5) 法第24条第9項の規定により、違反に係る鳥獣を開放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。</p> <p>(6) 法第24条第10項の規定により、同条第1項の許可を取り消すこと。</p> <p>(7) 法第75条第1項の規定により、法第24条第1項の許可を受けた者に対し報告を求めること。</p> <p>(8) 法第75条第3項の規定により、(1)から(7)までに掲げる事務に関し、職員に鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、鳥獣（その加工品を含む。）及び鳥類の卵を検査させること。</p> <p>(9) 省令の規定により、法第24条第5項に規定する販売許可証に係る届出を受理する事務で別に規則で定めるもの</p> <p>(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	横浜市、川崎市及び相模原市
<p>17 神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第19条第1項の規定により、特別地域内における同項第1号から第4号まで、第6号及び第8号から第14号までに掲げる行為（次に掲げる行為を除く。）を許可すること。</p> <p>ア 高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）の新築、改築又は増築（改築後又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影</p>	相模原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、山北町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村（左欄(1)から(3)までに掲げる事務にあつては厚木市を除き、左欄(4)から(7)までに

<p>面積が1,000平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）となる場合における改築又は増築を含む。）</p> <p>イ 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設の新築</p> <p>ウ ダム、水門又はパラボラアンテナの新築、改築又は増築</p> <p>エ 1,000立方メートル（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域内にあっては、2,000立方メートル）以上の鉱物の掘採又は土石の採取</p> <p>(2) 条例第19条第2項後段の規定により、同条第1項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している旨の届出を受理すること。</p> <p>(3) 条例第19条第3項の規定により、特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として同条第1項各号に掲げる行為をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(4) 条例第21条第1項の規定により、普通地域内における同項各号に掲げる行為の届出を受理すること。</p> <p>(5) 条例第21条第2項の規定により、同条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる行為について、当該行為を禁止し、及び制限し、並びに必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>(6) 条例第21条第4項の規定により、(5)に掲げる事務に関し、同条第3項の期間を延長すること。</p> <p>(7) 条例第21条第6項の規定により、同条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる行為についての同条第5項の期間を短縮すること。</p> <p>(8) 条例第22条第1項の規定により、(1)及び(5)に掲げる事務に関し、その行為の中止を命じ、並びに原状回復を命じ、及びこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずること。</p> <p>(9) 条例第23条第1項の規定により、(1)及び(5)に掲げる事務に関し、必要な事項について報告を求めること。</p> <p>(10) 条例第23条第2項の規定により、(1)、(5)及び(8)に掲げる事務に関し、職員に自然公園の区域内的の土地等に立ち入り、これらの行為の実施状況を検査させ、及びこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させること。</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>掲げる事務にあっては愛川町を除く。）</p>
<p>18 神奈川県立自然公園条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>相模原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、山北町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村</p>
<p>19 削除</p>	
<p>20 削除</p>	
<p>21 削除</p>	
<p>21の2 自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第8条の規定により、普通地区内における行為の届出を受理すること。</p> <p>(2) 条例第9条の規定により、普通地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該普通地区内において行為に着手している旨の届出を受理すること。</p>	<p>相模原市</p>

<p>(3) 条例第10条第1項の規定により、行為を禁止し、及び制限し、並びに必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>(4) 条例第10条第2項の規定により、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>(5) 条例第11条の規定により、国の機関又は地方公共団体からの普通地区内における行為の通知を受理すること。</p> <p>(6) 条例第13条の規定により、行為の中止を命じ、並びに原状回復を命じ、及びこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>(7) 条例第25条の規定により、(3)及び(4)に掲げる事務に関し、行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めること。</p> <p>(8) 条例第26条第1項の規定により、職員に普通地区内の土地及び建物内に立ち入り、条例第8条各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、及びこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させること。</p> <p>(9) 条例第27条第1項の規定により、(3)及び(4)に掲げる事務に関し、処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償すること。</p> <p>(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
<p>22 自然環境保全条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	相模原市
<p>23 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第3条第1項の規定により、指定事業所の設置を許可すること。</p> <p>(2) 条例第7条の規定により、指定事業所に配置される指定施設の設置の工事の完了の届出を受理すること。</p> <p>(3) 条例第8条第1項の規定により、指定事業所に係る事項の変更を許可すること。</p> <p>(4) 条例第8条第2項の規定により、指定事業所に係る事項の変更の届出を受理すること。</p> <p>(5) 条例第8条第3項の規定により、計画の中止の届出を受理すること。</p> <p>(6) 条例第10条第1項の規定により、指定事業所の変更の届出を受理すること。</p> <p>(7) 条例第10条第2項の規定により、環境管理事業所の変更の届出を受理すること。</p> <p>(8) 条例第10条第3項の規定により、優良環境管理事業所の変更の届出を受理すること。</p> <p>(9) 条例第11条第3項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(10) 条例第12条の規定により、指定事業所の廃止等の届出を受理すること。</p> <p>(11) 条例第14条第1項の規定により、指定事業所の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>(12) 条例第14条第2項の規定により、指定事業所に係る事項の変更の許可を取り消すこと。</p> <p>(13) 条例第15条第2項の規定により、現に設置している指定事業所の届出を受理すること。</p> <p>(14) 条例第17条第3項の規定により、指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(15) 条例第17条第4項の規定により、指定事業所の設置の届出を受理すること。</p>	相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市

- (16) 条例第17条第5項の規定により、指定事業所の位置等の変更の届出を受理すること。
- (17) 条例第17条第6項の規定により、同条第4項又は第5項の規定による届出を審査し、及び届出者に通知すること。
- (18) 条例第17条第8項の規定により、指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更の中止の届出を受理すること。
- (19) 条例第18条第1項の規定により、環境管理事業所を認定すること。
- (20) 条例第18条の2第1項の規定により、優良環境管理事業所を認定すること。
- (21) 条例第20条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、環境管理事業所等を公表すること。
- (22) 条例第21条第1項の規定により、環境管理事業所に係る事項の変更の届出を受理すること。
- (23) 条例第21条第2項の規定により、優良環境管理事業所に係る事項の変更の届出を受理すること。
- (24) 条例第24条の規定により、環境管理事業所等の認定を取り消すこと。
- (25) 条例第42条の3第1項の規定により、指定事業所に係る事項の報告を受理すること。
- (26) 条例第42条の3第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。
- (27) 条例第99条第2項の規定により、周辺環境配慮計画書を受理すること。
- (28) 条例第99条第4項（条例第101条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。
- (29) 条例第100条の規定により、周辺環境配慮報告書を受理すること。
- (30) 条例第101条第1項の規定により、周辺環境配慮事業者が行う事業に係る事項の変更等の届出を受理すること。
- (31) 条例第108条の規定により、(1)から(30)まで及び(32)から(34)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。
- (32) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第6条、条例第21条、条例第22条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、条例第42条の3第1項、条例第99条第1項から第3項まで、条例第100条及び条例第101条の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- (33) 条例第110条の3第1項の規定により、(32)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。
- (34) 条例第110条の3第2項の規定により、(32)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。
- (35) 条例第111条第1項の規定により、(1)から(30)まで及び(32)から(34)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。
- (36) (1)から(35)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの

- 24 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務
- (1) 条例第26条第2項ただし書の規定により、禁止される行為の特例を認めること。
 - (2) 条例第29条第3項の規定により、排出の中止等を命ずること。
 - (3) 条例第29条第4項の規定により、施設の構造の改善を命ずること。
 - (4) 条例第33条第2項ただし書の規定により、禁止される行為の特例を認めること。
 - (5) 条例第108条の規定により、(1)から(4)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。
 - (6) 条例第111条第1項の規定により、(1)から(4)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関

相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市

<p>係人に質問させること。</p> <p>25 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第34条の規定により、指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止等を命ずること。</p> <p>(2) 条例第34条の2第1項の規定により、指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止等を命ずること。</p> <p>(3) 条例第34条の2第2項の規定により、指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止等を命ずること。</p> <p>(4) 条例第34条の2第3項の規定により、指定事業所における排煙等の処理の方法の改善等を命ずること。</p> <p>(5) 条例第35条第1項（同条第2項及び第36条において準用する場合を含む。）の規定により、指定事業所における排煙等の処理の方法の改善等を命ずること。</p> <p>(6) 条例第108条の規定により、(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</p> <p>(7) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第33条の2の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>(8) 条例第110条の3第1項の規定により、(7)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。</p> <p>(9) 条例第110条の3第2項の規定により、(7)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(10) 条例第111条第1項の規定により、(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市（横浜市及び川崎市を除き、左欄(1)から(5)まで並びに左欄(6)及び(10)のうち(1)から(5)までに掲げる事務（(5)に掲げる事務にあつては、排煙に係るものに限る。）に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、左欄(5)並びに左欄(6)及び(10)のうち(5)に掲げる事務（粉じん及び排水に係るものに限る。）に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市に限り、左欄(7)から(9)まで並びに左欄(6)及び(10)のうち(7)から(9)までに掲げる事務に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市に限り。）</p>
<p>25の2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第42条第1項の規定により、化学物質管理目標等の報告を受理すること。</p> <p>(2) 条例第42条第2項の規定により、化学物質管理目標の達成状況の報告を受理すること。</p> <p>(3) 条例第42条第3項の規定により、報告された事項を取りまとめ、その結果を公表すること。</p> <p>(4) 条例第42条第5項の規定により、事業者に対し、助言その他の支援を行うこと。</p> <p>(5) 条例第108条の規定により、(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</p> <p>(6) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第42条第1項及び第2項の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>(7) 条例第110条の3第1項の規定により、(6)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。</p> <p>(8) 条例第110条の3第2項の規定により、(6)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(9) 条例第111条第1項の規定により、(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、</p>	<p>相模原市</p>

規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	
<p>26 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第49条第3項の規定により、焼却の中止を命ずること。</p> <p>(2) 条例第50条第2項の規定により、必要な設備を設けるべきことを命ずること。</p> <p>(3) 条例第52条の5第1項の規定により、石綿排出等作業に係る届出を受理すること。</p> <p>(4) 条例第52条の5第2項の規定により、緊急に行う必要がある場合における石綿排出等作業に係る届出を受理すること。</p> <p>(5) 条例第52条の6の規定により、石綿排出等作業の完了の報告を受理すること。</p> <p>(6) 条例第52条の7第1項の規定により、非常の事態の発生の通報を受理すること。</p> <p>(7) 条例第52条の7第2項の規定により、非常の事態の状況等の報告を受理すること。</p> <p>(8) 条例第52条の7第3項の規定により、応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(9) 条例第53条第5項の規定により、宣伝放送行為の中止を命ずること。</p> <p>(10) 条例第54条第2項の規定により、音響機器の使用の停止を命じ、及び必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(11) 条例第55条第2項の規定により、深夜における営業の停止を命ずること。</p> <p>(12) 条例第56条第2項の規定により、営業時間を変更すべきことを勧告すること。</p> <p>(13) 条例第56条第3項の規定により、営業時間の変更を命ずること。</p> <p>(14) 条例第56条の2第1項の規定により、大型小売店における夜間小売業者の届出を受理すること。</p> <p>(15) 条例第56条の2第2項の規定により、変更の届出を受理すること。</p> <p>(16) 条例第56条の2第3項の規定により、変更の届出を受理すること。</p> <p>(17) 条例第56条の2第4項の規定により、大型小売店における夜間小売業者の夜間小売業に係る廃止等の届出を受理すること。</p> <p>(18) 条例第56条の3の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(19) 条例第56条の4第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(20) 条例第56条の5第2項の規定により、営業時間の変更その他必要な措置をとることを勧告すること。</p> <p>(21) 条例第56条の5第3項の規定により、営業時間の変更その他必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>(22) 条例第108条の規定により、(1)から(21)まで及び(23)から(25)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</p> <p>(23) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第52条から第52条の6までの規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>(24) 条例第110条の3第1項の規定により、(23)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。</p> <p>(25) 条例第110条の3第2項の規定により、(23)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(26) 条例第111条第1項の規定により、(1)から(21)まで及び(23)から(25)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(27) (1)から(26)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市町村（横浜市及び川崎市を除き、左欄(2)に掲げる事務並びに左欄(22)及び(26)のうち(2)に掲げる事務に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、左欄(3)から(8)まで及び(23)から(25)までに掲げる事務並びに左欄(22)及び(26)のうち(3)から(8)まで及び(23)から(25)までに掲げる事務に関するものにあつては相模原市、平塚市及び藤沢市に限り、左欄(14)から(21)までに掲げる事務並びに左欄(22)及び(26)のうち(14)から(21)までに掲げる事務に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、中井町、松田町及び山北町に限る。)</p>
<p>27 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p>	<p>相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田</p>

- (1) 条例第59条第3項の規定により、調査の結果等の報告を受理すること。
- (2) 条例第59条第4項の規定により、特定有害物質使用地の所在等を公表すること。
- (3) 条例第60条第1項の規定により、特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る計画等の届出を受理すること。
- (4) 条例第60条第2項の規定により、特定有害物質による土壌の汚染の状況に係る調査の結果の報告を受理すること。
- (5) 条例第60条第3項の規定により、特定有害物質使用地の所在等を公表すること。
- (6) 条例第60条第4項の規定により、特定有害物質使用地公害防止計画を受理すること。
- (7) 条例第60条第5項の規定により、特定有害物質使用地公害防止計画の完了結果の報告を受理すること。
- (8) 条例第60条第6項の規定により、非常災害のために必要な応急措置として特定有害物質使用地における土地の形質の変更を行った旨の届出を受理すること。
- (9) 条例第60条の2第2項の規定により、周知計画を受理すること。
- (10) 条例第60条の2第3項の規定により、周知計画の完了結果の報告を受理すること。
- (11) 条例第61条の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。
- (12) 条例第62条の2の規定により、土壌の汚染による地下水への影響の調査の結果の報告を受理すること。
- (13) 条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項本文の規定により、調査の結果等の報告を受理すること。
- (14) 条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第4項の規定により、ダイオキシン類管理対象地の所在等を公表すること。
- (15) 条例第63条の3において準用する条例第60条第1項の規定により、ダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質の変更に係る計画等の届出を受理すること。
- (16) 条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定により、ダイオキシン類による土壌の汚染の状況に係る調査の結果の報告を受理すること。
- (17) 条例第63条の3において準用する条例第60条第3項の規定により、ダイオキシン類管理対象地の所在等を公表すること。
- (18) 条例第63条の3において準用する条例第60条第4項本文の規定により、ダイオキシン類管理対象地公害防止計画を受理すること。
- (19) 条例第63条の3において準用する条例第60条第5項の規定により、ダイオキシン類管理対象地公害防止計画の完了結果の報告を受理すること。
- (20) 条例第63条の3において準用する条例第60条第6項の規定により、非常災害のために必要な応急措置としてダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更を行った旨の届出を受理すること。
- (21) 条例第63条の3において準用する条例第60条の2第2項の規定により、周知計画を受理すること。
- (22) 条例第63条の3において準用する条例第60条の2第3項の規定により、周知計画の完了結果の報告を受理すること。
- (23) 条例第63条の3において準用する条例第61条の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。
- (24) 条例第63条の3において準用する条例第62条の2の規定により、土壌の汚染による地下水への影響の調査の結果の報告を受理すること。
- (25) 条例第75条第1項の規定により、地下水の採取を許可すること。
- (26) 条例第77条の規定により、地下水の採取の開始の届出を受理すること。
- (27) 条例第78条第1項の規定により、地下水の採取に係る事項の変更を許可すること。

原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市（左欄(25)から(36)まで、(38)、(41)、(44)及び(47)並びに左欄(39)及び(49)のうち(25)から(36)まで、(38)、(41)、(44)及び(47)に掲げる事務に関するものにあつては平塚市、茅ヶ崎市及び厚木市に限り、左欄(37)、(42)、(45)及び(48)並びに左欄(39)及び(49)のうち(37)、(42)、(45)及び(48)に掲げる事務に関するものにあつては藤沢市及び厚木市に限る。)

- (28) 条例第78条第2項の規定により、地下水の採取に係る事項の変更の届出を受理すること。
- (29) 条例第78条第3項の規定により、地下水の採取に係る事項の計画の中止の届出を受理すること。
- (30) 条例第79条の規定により、地下水の採取に係る事項の変更の届出を受理すること。
- (31) 条例第80条第3項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。
- (32) 条例第81条第1項の規定により、現に行っている地下水の採取の届出を受理すること。
- (33) 条例第82条の規定により、地下水の採取の取りやめの届出を受理すること。
- (34) 条例第84条第1項の規定により、地下水の採取の許可を取り消すこと。
- (35) 条例第84条第2項の規定により、地下水の採取に係る事項の変更の許可を取り消すこと。
- (36) 条例第85条第1項の規定により、地下水の採取量等の測定結果等の報告を受理すること。
- (37) 条例第85条第2項の規定により、地下水の採取量の測定等の結果の報告を受理すること。
- (38) 条例第86条の規定により、揚水施設の改善を命じ、及び地下水の採取量の減少等を命ずること。
- (39) 条例第108条の規定により、(1)から(38)まで及び(40)から(48)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。
- (40) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第58条の3、条例第59条第1項並びに同条第2項及び第3項（条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。）、条例第60条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、条例第60条の2、条例第62条並びに条例第62条の2（条例第63条の3において準用する場合を含む。）並びに条例第63条の2第1項の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- (41) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第77条並びに条例第78条第2項及び第3項の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- (42) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第85条第2項の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- (43) 条例第110条の3第1項の規定により、(40)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。
- (44) 条例第110条の3第1項の規定により、(41)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。
- (45) 条例第110条の3第1項の規定により、(42)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。
- (46) 条例第110条の3第2項の規定により、(40)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。
- (47) 条例第110条の3第2項の規定により、(41)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。
- (48) 条例第110条の3第2項の規定により、(42)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。
- (49) 条例第111条第1項の規定により、(1)から(38)まで及び(40)から(48)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。
- (50) (1)から(49)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの

28 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務
 (1) 条例第96条の6の規定により、排出基準に適合しない特定自動車を県内において運行し、又は運行させてはならないことを命ずること。

市町村（左欄(1)及び(4)並びに左欄(2)及び(7)のうち(1)及び(4)並びに左欄(5)、

<p>(2) 条例第108条の規定により、(1)及び(3)から(6)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</p> <p>(3) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第94条及び条例第95条第2項の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>(4) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第96条の8の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>(5) 条例第110条の3第1項の規定により、(3)及び(4)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。</p> <p>(6) 条例第110条の3第2項の規定により、(3)及び(4)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(7) 条例第111条第1項の規定により、(1)及び(3)から(6)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>(6)及び(8)のうち(4)に掲げる事務に関するものについては横浜市及び川崎市に限り、左欄(3)並びに左欄(2)及び(7)のうち(3)に掲げる事務に関するものについては横浜市及び川崎市を除き、左欄(5)、(6)及び(8)のうち(3)に掲げる事務に関するものについては横浜市、川崎市、逗子市及び三浦市を除く。)</p>
<p>29 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第108条の規定により、(2)に掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</p> <p>(2) 条例第110条の2第2項の規定により、条例第107条に規定する責務を果たしていない者等に対し、指導等を行うべきことを勧告すること。</p> <p>(3) 条例第111条第1項の規定により、(2)に掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市</p>
<p>30 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第109条の規定により、国の関係機関の長等に対し、必要な措置をとるよう協力を要請すること。</p> <p>(2) 条例第110条の規定により、事業者又は関係人に対し、情報を提出するよう要請すること。</p> <p>(3) 条例第111条第1項の規定により、(4)に掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(4) 条例第112条第2項の規定により、排水量の減少等の措置をとるべきこと等を命ずること。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市</p>
<p>30の2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第108条の規定により、(8)から(17)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</p> <p>(2) 条例第110条の3第1項の規定により、(16)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。</p> <p>(3) 条例第110条の3第2項の規定により、(16)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(4) 条例第111条第1項の規定により、(6)から(17)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(5) 条例第113条第1項の規定により、通報を受ける機関を指定すること。</p> <p>(6) 条例第113条の2第1項の規定により、応急の措置等をとるべきことを命ずること。</p> <p>(7) 条例第113条の2第2項の規定により、応急の措置等に関する報告を受理すること。</p>	<p>市（横浜市及び川崎市を除き、左欄(1)に掲げる事務のうち(8)から(17)までに掲げる事務（(8)から(16)までに掲げる事務にあっては、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（ダイオキシン類に係るものを除く。以下この項において「水質の汚濁」という。）に限る。）に関するもの、左欄(2)及び(3)に掲げる事務（水質の汚濁に限る。）、左欄(4)に掲げる事務のうち(6)</p>

- (8) 条例第113条の3の規定により、環境汚染を確認した場合において、環境汚染の原因の調査を行い、及び必要な指導をすること。
- (9) 条例第113条の4の規定により、環境汚染があると認める場合において、土地の所有者又は管理者に対し、協力を求めること。
- (10) 条例第113条の5第1項の規定により、環境汚染の原因物質の調査等を実施するよう指導すること。
- (11) 条例第113条の5第2項の規定により、環境汚染の原因物質の調査等の結果の報告を受理すること。
- (12) 条例第113条の6第1項の規定により、環境汚染対策計画の報告を受理すること。
- (13) 条例第113条の6第2項の規定により、環境汚染対策計画の完了結果の報告を受理すること。
- (14) 条例第113条の6第3項の規定により、環境汚染対策計画の作成等について、必要な指導及び助言を行うこと。
- (15) 条例第113条の6第4項の規定により、環境汚染対策計画の作成等の指導及び助言を行うこと。
- (16) 条例第113条の6第5項の規定により、環境汚染対策計画の作成等を勧告すること。
- (17) 条例第113条の7第1項の規定により、必要な措置をとることを命ずること。
- (18) (1)から(17)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの

から(17)までに掲げる事務((6)から(16)までに掲げる事務にあつては、水質の汚濁に限る。)に関するもの、左欄(6)から(16)までに掲げる事務(水質の汚濁に限る。)並びに左欄(17)に掲げる事務にあつては相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市に限り、左欄(1)に掲げる事務のうち(8)から(16)までに掲げる事務(大気汚染(ダイオキシン類に係るものを除く。以下この項において同じ。)に限る。)に関するもの、左欄(2)及び(3)に掲げる事務(大気汚染に限る。)、左欄(4)に掲げる事務のうち(6)から(16)までに掲げる事務(大気汚染に限る。)に関するもの、左欄(5)に掲げる事務並びに左欄(6)から(16)までに掲げる事務(大気汚染に限る。)にあつては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、左欄(1)及び(4)に掲げる事務のうち(8)から(16)までに掲げる事務(ダイオキシン類に係るものに限る。)に関するもの並びに左欄(2)、(3)及び(8)から(16)までに掲げる事務(ダイオキシン類に係るものに限る。)にあつては相模原市及び横須賀市に限る。)

- 30の3 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務
- (1) 条例第3条第2項、条例第8条第1項、条例第10条第1項、条例第15条第2項並びに条例第17条第4項及び第5項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。
 - (2) 条例第4条第1項(条例第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、条例第3条第1項又は条例第8条第1項の規定による許可の申請を審査すること(条例第25条第1項(第1号を除く。))、条

市(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除き、左欄(2)から(6)までに掲げる事務(条例第25条第1項第2号及び条例第28条第1項の規制基準に係るもの

<p>例第28条第1項及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。)</p> <p>(3) 条例第17条第6項の規定により、同条第4項又は第5項の規定による届出を審査すること(条例第25条第1項(第1号を除く。)、条例第28条第1項及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。)</p> <p>(4) 条例第108条の規定により、(2)、(3)及び(6)に掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</p> <p>(5) 条例第111条第1項の規定により、(2)、(3)及び(6)に掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>に限る。)にあつては小田原市及び茅ヶ崎市に限り、左欄(2)から(6)までに掲げる事務(条例第25条第1項第3号及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。)にあつては小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市及び綾瀬市に限る。)</p>
<p>31 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下この項において「条例」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第7条第1項、条例第8条第2項及び第3項、条例第10条第2項及び第3項、条例第11条第3項、条例第12条、条例第17条第3項及び第8項、条例第18条第2項、条例第18条の2第2項、条例第21条第1項及び第2項、条例第42条の3第1項、条例第99条第2項、条例第100条並びに条例第101条第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 条例第56条の2第1項から第4項まで及び条例第56条の4第2項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>市町村(左欄(1)に掲げる事務にあつては市(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く。)に限り、左欄(2)に掲げる事務にあつては町村(葉山町、寒川町、中井町、松田町及び山北町を除く。)に限る。)</p>
<p>31の2 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例(平成18年神奈川県条例第67号。以下この項において「条例」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第9条第3項の規定により、土地所有者等からの通報を受けること。</p> <p>(2) 条例第10条第1項の規定により、産業廃棄物を保管しようとする事業者からの届出を受理すること。</p> <p>(3) 条例第10条第3項の規定により、事業者の氏名等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(4) 条例第10条第4項の規定により、産業廃棄物の保管の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(5) 条例第11条第1項の規定により、(2)から(4)までに掲げる事務に関し、事業者に対し報告させ、並びに職員に事業者の事務所等に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、及び廃棄物等は無償で収去させ、並びに関係人に質問させること。</p> <p>(6) 条例第12条第1項の規定により、処分をした旨を公表すること。</p> <p>(7) 条例第12条第2項の規定により、告発をした旨を公表すること。</p> <p>(8) 条例第12条第3項の規定により、不適正処理を行った者の氏名等を公表すること。</p> <p>(9) 条例第13条第1項の規定により、不適正処理に関する調査その他適切な措置をとるべきことの求めを受理すること。</p> <p>(10) 条例第13条第2項の規定により、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、不適正処理に関する適切な措置をとること。</p>	<p>横須賀市</p>
<p>31の3 風致地区条例を廃止する条例(平成24年神奈川県条例第34号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる申請並びに同条例附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる行為に係る風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号。以下この項において「条例」という。)並びに条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第2条第1項の規定により、同項第1号から第7号までに掲げる行為を許可すること。</p> <p>(2) 条例第2条第6項の規定により、現に行っている行為の届出を受理すること。</p> <p>(3) 条例第6条第2項の規定により、地位の承継を承認すること。</p>	<p>鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市及び葉山町(左欄(8)に掲げる事務にあつては鎌倉市に限り、左欄(9)に掲げる事務にあつては藤沢市に限り、左欄(10)に掲げる事務にあつては逗子市に限り、左欄(11)に掲げる事務に</p>

<p>(4) 条例第7条第1項の規定により、許可の取消し等を行い、並びに行為の停止を命じ、及び必要な措置を命ずること。</p> <p>(5) 条例第7条第2項の規定により、必要な措置を自ら行い、並びに命じた者及び委任した者に行わせること。</p> <p>(6) 条例第8条第1項の規定により、行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めること。</p> <p>(7) 条例第8条第2項の規定により、職員に風致地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、及び行為の実施状況を検査させること。</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p> <p>(9) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p> <p>(10) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p> <p>(11) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p> <p>(12) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>あつては三浦市に限り、左欄(12)に掲げる事務にあつては葉山町に限る。)</p>
<p>32 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>32の2 児童福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第59条の2第1項及び第2項並びに第59条の2の5第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>市町村(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。)</p>
<p>32の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7に規定する老人福祉センターに係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第69条第1項の規定により、第二種社会福祉事業の事業開始の届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第69条第2項の規定により、第二種社会福祉事業の変更及び廃止の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第70条の規定により、必要と認める事項の報告を求め、及び職員に施設等进行检查し、その他事業経営の状況を調査させること。</p> <p>(4) 法第72条第1項及び第3項の規定により、経営の制限及び停止を命ずること。</p>	<p>市町村(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。)</p>
<p>32の4 社会福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>横浜市、川崎市及び相模原市</p>
<p>32の5 老人福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第14条の規定により、老人居宅生活支援事業(介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者につき行われるものに限る。以下この項において同じ。)の開始の届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第14条の2の規定により、老人居宅生活支援事業の開始の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第14条の3の規定により、老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出を受理すること。</p> <p>(4) 法第15条第2項の規定により、老人デイサービスセンター(介護保険法の規定による地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者を通わせることができるものに限る。以下この項において同じ。)の設置の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第15条の2第1項の規定により、老人デイサービスセンターの設置の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。</p> <p>(6) 法第16条第1項の規定により、老人デイサービスセンターの廃止及び</p>	<p>鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、南足柄市、葉山町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町</p>

	休止の届出を受理すること。	
32の6	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6及び第32条の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）
32の7	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6及び第32条の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）
32の8	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務 （1）法、政令及び省令の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
32の9	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下この項において「法」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務 （1）法、政令及び省令の規定により、知事が交付し、又は知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
32の10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （1）法の規定により、自立支援医療費（精神通院医療に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給認定に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この項において「省令」という。）第35条第1項第4号及び第8号に掲げる事項並びに負担上限月額算定のために必要な事項を確認すること。 （2）法の規定により、自立支援医療費の支給認定の変更に関し、省令第45条第1項第3号に掲げる事項（省令第44条第2号に掲げる事項に限る。）を確認すること。 （3）政令の規定により、自立支援医療費の支給認定に係る申請内容の変更の届出に関し、省令第47条第1項第4号に掲げる事項（省令第35条第1項第4号及び第8号に掲げる事項並びに負担上限月額算定のために必要な事項に限る。）を確認すること。	市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
32の11	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務 （1）省令の規定により、知事に提出する書類（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置の認可並びに当該児童福祉施設に係る変更の届出及び廃止又は休止の承認に係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。	市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）
32の12	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号。以下この項において「省令」という。）及び福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和60年厚生省令第49号）に基づく次の事務 （1）省令第2条、省令第5条、省令第7条から第10条まで、省令第15条及び省令第17条（省令第5条及び省令第7条から第10条までにあつては、省令第13条第1項及び省令第16条において準用する場合を含む。）の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 （2）福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令附則第3条の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	寒川町、湯河原町及び愛川町
32の13	神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の	横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎

<p>事務</p> <p>(1) 条例第11条第2項の規定により、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告すること。</p> <p>(2) 条例第11条第3項の規定により、勧告に従うべきことを命ずること。</p> <p>(3) 条例第11条第4項の規定により、命令を受けた者の氏名等を公表すること。</p> <p>(4) 条例第44条の規定により、県民及び青少年関係団体に協力を求めること。</p> <p>(5) 条例第51条第1項の規定により、(1)から(3)までに掲げる事務に関し、営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問する者を指定すること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市、南足柄市、葉山町、開成町、真鶴町及び湯河原町</p>
<p>32の14 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市町村</p>
<p>32の15 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市町村</p>
<p>32の16 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年神奈川県条例第31号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）</p>
<p>32の17 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第16条の規定により、適合証の交付の請求を受理し、及び適合証を交付すること。</p> <p>(2) 条例第17条第1項の規定により、指定施設の新築等の計画について、協議すること。</p> <p>(3) 条例第17条第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(4) 条例第18条の規定により、工事の完了の届出を受理すること。</p> <p>(5) 条例第19条第1項の規定により、指定施設を検査すること。</p> <p>(6) 条例第19条第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(7) 条例第20条の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(8) 条例第24条第1項の規定により、(3)及び(5)から(7)までに掲げる事務に関し、職員に指定施設に立ち入り、調査させ、及び関係者に質問させること。</p> <p>(9) 条例第25条の規定により、国等からの通知を受理すること。</p> <p>(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市</p>
<p>33 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下この項において「法」という。）及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第12条の3第1項の規定により、医業類似行為の業務を期間を定めて停止し、及びその業務の全部又は一部を禁止すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>

<p>(2) 政令第13条の規定により、法第12条の2第1項の届出を行った者の処分について、その届出を受理した他の都道府県知事に通知すること。</p>	
<p>34 栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第4条第2項及び第4項、政令第5条第1項及び第2項並びに政令第6条第1項及び第2項の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類（法第4条第2項の規定により交付する書類にあっては、法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者に係るものを除く。）を交付すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>34の2 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定により、墓地等の経営を許可すること。</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定により、墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地等の廃止を許可すること。</p> <p>(3) 法第18条第1項の規定により、職員に火葬場に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地等の管理者から必要な報告を求めること。</p> <p>(4) 法第19条の規定により、墓地等の施設の整備改善若しくは使用の制限若しくは禁止を命じ、又は墓地等の経営の許可を取り消すこと。</p>	<p>二宮町</p>
<p>35 温泉法（昭和23年法律第125号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第34条の規定により、温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告を求め、及び温泉源から温泉を採取する者等に対し、温泉の湧出量等について報告を求めること。</p> <p>(2) 法第35条第1項の規定により、職員に温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況等を検査させ、及び関係者に質問させること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市にあっては、左欄(1)に掲げる事務のうち、温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に係るもの及び左欄(2)に掲げる事務のうち、温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削に係るものを除く。）</p>
<p>36 温泉法（以下この項において「法」という。）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法及び省令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>37 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。）、化製場等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第26号。以下この項において「条例」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定により、区域を指定し、及び動物の飼養又は収容を許可すること。</p> <p>(2) 法第9条第4項の規定により、動物の種類及び数並びに施設の構造設備の概要の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第9条第5項において準用する法第6条第1項の規定により、必要な報告を求め、及び職員に動物を飼養し、又は収容する施設に立ち入り、構造設備等进行检查させること。</p> <p>(4) 法第9条第5項において準用する法第6条の2の規定により、動物を飼養し、又は収容する施設の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、及び当該施設の管理者に対し、法第5条の規定による措置を講ずべ</p>	<p>市町村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市を除く。）</p>

<p>きことを命ずること。</p> <p>(5) 法第9条第5項において準用する法第7条の規定により、動物の飼養又は収容の許可を取り消し、並びに施設の使用制限及び禁止を命ずること。</p> <p>(6) 条例第3条の規定により、同条各号において定めるものを法第9条第1項に規定する基準として、(1)に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(7) 条例第4条の規定により、同条各号において定めるものを法第9条第1項に規定する数として、(1)に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(8) 条例第5条の規定により、同条において定めるものを法第9条第2項に規定する基準として、(1)及び(4)に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(9) 条例第5条の2の規定により、同条各号において定めるものを法第9条第5項において準用する法第5条第4号に規定する措置として、(3)に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
<p>38 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第33条の規定により、氏名、住所等の届出を受理すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>39 保健師助産師看護師法（以下この項において「法」という。）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。）及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法、政令及び省令の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類（法第8条に規定する准看護師試験（78の項において「准看護師試験」という。）並びに法第19条第2号に規定する保健師養成所、法第20条第2号に規定する助産師養成所、法第21条第2号に規定する看護師養成所及び法第22条第2号に規定する准看護師養成所（78の項において「養成所」という。）に係るものを除く。）を交付すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>40 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第6条第3項の規定により、氏名、住所等の届出を受理すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>41 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）及び医療法施行条例（平成25年神奈川県条例第4号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定により、地域医療支援病院と称することを承認すること。</p> <p>(2) 法第4条第2項の規定により、地域医療支援病院の承認について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。</p> <p>(3) 法第7条第1項の規定により、病院の開設を許可すること。</p> <p>(4) 法第7条第2項の規定により、病院の病床数等の変更を許可すること。</p> <p>(5) 法第7条第3項の規定により、診療所の病床の設置及び病床数、病床の種別等の変更を許可すること。</p> <p>(6) 法第7条の2第5項の規定により、許可を与えない処分について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。</p> <p>(7) 法第8条の2第2項の規定により、病院の休止及び再開の届出を受理すること。</p> <p>(8) 法第9条第1項の規定により、病院の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(9) 法第9条第2項の規定により、病院の開設者の死亡又は失踪の届出を受理すること。</p> <p>(10) 法第12条第1項ただし書の規定により、病院の開設者以外の者に病院を管理させることを許可すること。</p> <p>(11) 法第12条第2項の規定により、病院を管理する医師等に他の病院等を</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄(3)から(5)まで、(7)から(11)まで及び(14)から(16)までに掲げる事務に関するもの、左欄(17)に掲げる事務（地域医療支援病院に係るものを除く。）に関するもの、左欄(18)から(23)までに掲げる事務に関するもの、左欄(26)に掲げる事務（法第29条第3項の規定による処分に係るものを除く。）に関するもの、左欄(29)から(33)までに掲げる事務に関するもの、左欄(35)から(38)までに掲げる事務に関するもの、左欄(39)のうち(3)及び(4)に掲</p>

- 管理させることを許可すること。
- (12) 法第12条の2第1項の規定により、地域医療支援病院の開設者からの業務に関する報告書を受理すること。
 - (13) 法第12条の2第2項の規定により、同条第1項の報告書の内容を公表すること。
 - (14) 法第15条第3項の規定により、病院のエックス線装置の設置その他省令で定める場合の届出を受理すること。
 - (15) 法第18条ただし書の規定により、病院の専属薬剤師の設置の免除を許可すること。
 - (16) 法第23条の2の規定により、病院及び療養病床を有する診療所の人員の増員を命じ、及び業務の全部又は一部の停止を命ずること。
 - (17) 法第24条第1項の規定により、病院の全部若しくは一部の使用を制限し、又は禁止し、並びに修繕及び改築を命ずること。
 - (18) 法第24条の2第1項の規定により、病院の開設者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
 - (19) 法第24条の2第2項の規定により、病院の開設者に対し、業務の全部又は一部の停止を命ずること。
 - (20) 法第27条の規定により、病院の構造設備について検査し、許可証を交付すること。
 - (21) 法第28条の規定により、病院の管理者の変更を命ずること。
 - (22) 法第29条第1項の規定により、病院の開設許可を取り消し、及び閉鎖を命ずること。
 - (23) 法第29条第2項の規定により、法第7条第2項及び第3項の規定による許可を取り消すこと。
 - (24) 法第29条第3項の規定により、地域医療支援病院の承認を取り消すこと。
 - (25) 法第29条第6項の規定により、地域医療支援病院の承認の取消しについて神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。
 - (26) 法第30条の規定により、弁明の機会を付与すること。
 - (27) 法第35条第1項の規定により、公的医療機関の開設者等に対し、同項各号に掲げる事項を命ずること。
 - (28) 法第35条第2項の規定により、公的医療機関の開設者に対し、必要な指示をすること。
 - (29) 政令第3条の3の規定により、診療所の病床数等の届出を受理すること。
 - (30) 政令第4条第1項の規定により、病院の開設者の住所、氏名等の変更の届出を受理すること。
 - (31) 政令第4条第2項の規定により、診療所の病床数等の変更の届出を受理すること。
 - (32) 政令第4条の2第1項の規定により、病院の開設の届出を受理すること。
 - (33) 政令第4条の2第2項の規定により、病院の開設の変更の届出を受理すること。
 - (34) 省令第6条の2ただし書の規定により、地域医療支援病院の患者を入院させるための施設の数を承認すること。
 - (35) 省令第9条の15の2の規定により、診療を行う体制が確保されていると認めること。
 - (36) 条例第1条の規定により、同条において定めるものを法第7条の2第4項に規定する基準として、(3)から(5)までに掲げる事務を処理すること。
 - (37) 条例第2条の規定により、同条において定めるものを法第18条本文に規定する開設者として、(15)に掲げる事務を処理すること。
 - (38) 条例第3条の規定により、同条において定めるものを法第21条第1項に規定する基準として、(3)、(4)及び(16)に掲げる事務を処理すること。

げる事務に関するもの並びに左欄(40)から(42)までに掲げる事務にあつては、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に限る。)

<p>(39) 条例第4条の規定により、同条において定めるものを法第21条第1項に規定する基準として、(1)、(3)及び(4)に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(40) 条例第5条の規定により、同条において定めるものを法第21条第2項に規定する基準として、(5)及び(16)に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(41) 条例第6条の規定により、同条において定めるものを法第21条第2項に規定する基準として、(5)に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(42) 条例附則第2項の規定により、同項において定めるものを地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則第28条に規定する数として、(3)から(5)までに掲げる事務を処理すること。</p>	
<p>42 医療法（以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務（2以上の市町村の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この項において「病院等」という。）を開設している医療法人（病院等の開設、医療法人の合併等により2以上の市町村の区域において病院等を開設することとなるものを含む。）に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第42条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定をすること。</p> <p>(2) 法第42条の2第2項の規定により、社会医療法人の認定について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。</p> <p>(3) 法第42条の3第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消された者が作成する実施計画の認定をすること。</p> <p>(4) 法第42条の3第3項において準用する法第42条の2第2項の規定により、社会医療法人の認定を取り消された者が作成する実施計画の認定について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。</p> <p>(5) 法第44条第1項の規定により、医療法人の設立を認可すること。</p> <p>(6) 法第45条第2項の規定により、医療法人の設立の認可又はその認可をしない処分について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。</p> <p>(7) 法第46条の5第1項ただし書の規定により、医療法人の理事の数の特例を認可すること。</p> <p>(8) 法第46条の5第6項ただし書の規定により、医療法人の理事に管理者の一部を加えないことを認可すること。</p> <p>(9) 法第46条の5の3第2項の規定により、一時役員の職務を行うべき者を選任すること。</p> <p>(10) 法第46条の6第1項ただし書の規定により、医療法人の理事長の選出の特例を認可すること。</p> <p>(11) 法第46条の6の2第3項において準用する法第46条の5の3第2項の規定により、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。</p> <p>(12) 法第52条第1項の規定により、医療法人からの同項各号に掲げる書類の届出を受理すること。</p> <p>(13) 法第52条第2項の規定により、定款等を閲覧させること。</p> <p>(14) 法第54条の9第3項の規定により、医療法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。</p> <p>(15) 法第54条の9第5項の規定により、医療法人の定款又は寄附行為の変更の届出を受理すること。</p> <p>(16) 法第55条第6項の規定により、医療法人の解散を認可すること。</p> <p>(17) 法第55条第7項の規定により、医療法人の解散の認可又はその認可をしない処分について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。</p> <p>(18) 法第55条第8項の規定により、医療法人の解散の届出を受理すること。</p> <p>(19) 法第58条の2第4項の規定により、医療法人の吸収合併を認可すること。</p> <p>(20) 法第58条の2第5項において準用する法第55条第7項の規定により、医療法人の吸収合併の認可又はその認可をしない処分について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市</p>

- (21) 法第59条の2において準用する法第58条の2第4項の規定により、医療法人の新設合併を認可すること。
- (22) 法第59条の2において準用する法第58条の2第5項において準用する法第55条第7項の規定により、医療法人の新設合併の認可又はその認可をしない処分について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。
- (23) 法第60条の3第4項の規定により、医療法人の吸収分割を認可すること。
- (24) 法第60条の3第5項において準用する法第55条第7項の規定により、医療法人の吸収分割の認可又はその認可をしない処分について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。
- (25) 法第61条の3において準用する法第60条の3第4項の規定により、医療法人の新設分割を認可すること。
- (26) 法第61条の3において準用する法第60条の3第5項において準用する法第55条第7項の規定により、医療法人の新設分割の認可又はその認可をしない処分について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。
- (27) 法第63条第1項の規定により、医療法人に対し、報告を求め、及び職員に事務所に立ち入り、業務等の状況を検査させること。
- (28) 法第64条第1項の規定により、医療法人に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- (29) 法第64条第2項の規定により、医療法人に対し、業務の全部又は一部の停止を命じ、及び役員解任を勧告すること。
- (30) 法第64条第3項の規定により、業務の停止の命令又は役員解任の勧告について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。
- (31) 法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消し、及び収益業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- (32) 法第64条の2第2項の規定により、社会医療法人の認定の取消しについて神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。
- (33) 法第65条の規定により、医療法人の設立の認可を取り消すこと。
- (34) 法第66条第1項の規定により、医療法人の設立の認可を取り消すこと。
- (35) 法第66条第2項の規定により、同条第1項の規定により医療法人の設立の認可の取消しについて神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。
- (36) 法第67条第1項の規定により、弁明の機会を付与すること。
- (37) 法第67条第3項の規定により、弁明を聴取した者の意見を聴くこと。
- (38) 政令第5条の5の4第1項の規定により、認定実施計画の変更の認定をすること。
- (39) 政令第5条の5の4第3項の規定により、認定実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。
- (40) 政令第5条の5の5第1項の規定により、認定実施計画の実施状況を記載した書類等を受理すること。
- (41) 政令第5条の5の5第2項の規定により、認定実施計画の実施状況を記載した書類等を受理すること。
- (42) 政令第5条の5の6第1項の規定により、実施計画の認定を取り消すこと。
- (43) 政令第5条の5の6第2項において準用する法第64条の2第2項の規定により、実施計画の認定の取消しについて神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。
- (44) 政令第5条の11第1項の規定により、医療法人台帳を備え、必要事項を記載すること。
- (45) 政令第5条の11第2項の規定により、医療法人の主たる事務所の新所在地の都道府県知事に医療法人台帳の記載事項を通知すること。
- (46) 政令第5条の12の規定により、医療法人の登記の届出を受理すること。
- (47) 政令第5条の13の規定により、医療法人の役員の変更の届出を受理すること。

<p>43 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）並びに法、政令及び毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下この項において「省令」という。）の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第21条第1項の規定により、特定毒物使用者からの特定毒物の品名及び数量の届出を受理すること。</p> <p>(2) 政令第11条第1号の規定により、モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用者を指定すること。</p> <p>(3) 政令第16条第1号の規定により、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の使用者を指定すること。</p> <p>(4) 政令第22条第1号の規定により、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用者を指定すること。</p> <p>(5) 政令第28条第1号ロの規定により、燐（りん）化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用者を指定すること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか法、政令及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄(6)に掲げる事務にあっては、相模原市、藤沢市及び茅ヶ崎市に限る。）</p>
<p>43の2 毒物及び劇物取締法（以下この項において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第3条の2第1項の規定により、特定毒物研究者の許可をすること。</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定により、氏名等の変更等の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第15条の3の規定により、特定毒物研究者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(4) 法第18条第1項の規定により、特定毒物研究者から必要な報告を徴し、及び薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に研究所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、毒物等を収去させること。</p> <p>(5) 法第19条第4項の規定により、特定毒物研究者の許可を取り消し、及び期間を定めて、特定毒物研究者の業務の全部又は一部の停止を命ずること。</p> <p>(6) 法第20条第2項の規定により、法第19条第4項の規定による特定毒物研究者の許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所を公示すること。</p> <p>(7) 法第21条第1項の規定により、特定毒物研究者からの特定毒物の品名及び数量の届出を受理すること。</p> <p>(8) 政令第34条の規定により、許可証を交付すること。</p> <p>(9) 政令第35条第1項の規定により、許可証を書換え交付すること。</p> <p>(10) 政令第36条第1項の規定により、許可証を再交付すること。</p> <p>(11) 政令第36条第3項の規定により、許可証の再交付を受けた特定毒物研究者から、発見した許可証の返納を受理すること。</p> <p>(12) 政令第36条の2第1項の規定により、特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は研究を廃止した特定毒物研究者からの許可証の返納を受理すること。</p> <p>(13) 政令第36条の2第2項の規定により、業務停止の期間満了の後、許可証を交付すること。</p> <p>(14) 政令第36条の3の規定により、特定毒物研究者名簿を備え、必要な事項を記載すること。</p> <p>(15) 政令第36条の4第2項の規定により、法第10条第2項の届出があった旨を通知すること。</p> <p>(16) 政令第36条の4第3項の規定により、同条第2項の規定による通知を受けたときは、特定毒物研究者名簿を送付すること。</p> <p>(17) 政令第36条の6の規定により、適当な措置をとることが必要である旨を通知すること。</p>	<p>横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>

44 毒物及び劇物取締法、毒物及び劇物取締法施行令及び毒物及び劇物取締法施行規則の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
45 毒物及び劇物取締法、毒物及び劇物取締法施行令及び毒物及び劇物取締法施行規則の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事が交付する書類を交付する事務で別に規則で定めるもの	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
46 削除	
47 削除	
48 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 （1）法第28条第2項の規定により、照射録を提出させ、及び職員に検査させること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
49 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この項において「法」という。）及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務 （1）法及び省令の規定により、知事に提出する書類（麻薬卸売業者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者、向精神薬試験研究施設設置者及び特定麻薬等原料卸小売業者（次項において「卸売業者等」という。）に係るもの、法第24条第12項第1号の規定による許可に係るもの並びに法第29条、法第35条第1項及び第2項、法第50条の22第1項、法第50条の33第1項及び第2項並びに法第58条の2第1項の規定による届出に係るものを除く。）を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
50 麻薬及び向精神薬取締法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 （1）法の規定により、知事が交付する書類（卸売業者等に係るものを除く。）を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
51 歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 （1）法第6条第3項の規定により、氏名、住所等の届出を受理すること。 （2）法第26条第1項第4号の規定により、歯科技工所等に係る広告事項を許可すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
52 調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （1）法及び政令の規定により、知事が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
53 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）に基づく次の事務 （1）法第24条第1項の規定により、医薬品の販売業（配置販売業を除く。以下この項において同じ。）を許可すること。 （2）法第24条第2項の規定により、医薬品の販売業の許可を更新すること。 （3）法第35条第4項ただし書の規定により、医薬品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。 （4）法第38条第2項において準用する法第10条第1項の規定により、医薬品の販売業の休廃止等及び変更の届出を受理すること。 （5）法第40条の5第1項の規定により、再生医療等製品の販売業を許可すること。 （6）法第40条の5第6項の規定により、再生医療等製品の販売業の許可を更新すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄(31)及び(32)に掲げる事務にあっては、横浜市に限る。）

- (7) 法第40条の6第2項ただし書の規定により、再生医療等製品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。
- (8) 法第40条の7第1項において準用する法第10条第1項の規定により、再生医療等製品の販売業の休廃止等及び変更の届出を受理すること。
- (9) 法第68条の6の規定により、特定医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は特定医療機器を取り扱う医師その他の医療関係者に対し、記録等の事務について必要な指導及び助言を行うこと。
- (10) 法第68条の8の規定により、再生医療等製品の販売業者、再生医療等製品取扱医療関係者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の管理者に対し、記録等の事務について必要な指導及び助言を行うこと。
- (11) 法第68条の23の規定により、生物由来製品の販売業者若しくは貸与業者、特定生物由来製品取扱医療関係者若しくは薬局の管理者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の管理者に対し、記録等の事務について必要な指導及び助言を行うこと。
- (12) 法第69条第2項の規定により、医薬品の販売業者（配置販売業者を除く。以下この項において同じ。）及び再生医療等製品の販売業者に対し、必要な報告をさせ、並びに職員に薬局、店舗、事務所その他医薬品又は再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備等を検査させ、及び従業員等に質問させること。
- (13) 法第70条第1項の規定により、医薬品の販売業及び再生医療等製品の販売業において医薬品等を業務上取り扱う者に対し、廃棄等の措置をとるべきことを命ずること。
- (14) 法第70条第3項の規定により、職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること（医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。）。
- (15) 法第72条第4項の規定により、医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に対し、構造設備の改善を命じ、及び施設の全部又は一部を使用することを禁止すること。
- (16) 法第72条の2の2の規定により、医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に対して、法令遵守体制の改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (17) 法第72条の4第1項の規定により、医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に対し、必要な措置をとることを命ずること。
- (18) 法第72条の4第2項の規定により、医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に対し、必要な措置をとることを命ずること。
- (19) 法第73条の規定により、医薬品営業所管理者及び再生医療等製品営業所管理者の変更を命ずること。
- (20) 法第75条第1項の規定により、医薬品の販売業及び再生医療等製品の販売業の許可を取り消し、並びに医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者の業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- (21) 法第76条の規定により、法第24条第2項及び法第40条の5第6項の規定による許可の更新を拒否する場合の手続をとること。
- (22) 政令第44条の規定により、医薬品の販売業及び再生医療等製品の販売業の許可証を交付すること。
- (23) 政令第45条第1項の規定により、医薬品の販売業及び再生医療等製品の販売業の許可証を書換え交付すること。
- (24) 政令第46条第1項の規定により、医薬品の販売業及び再生医療等製品の販売業の許可証を再交付すること。
- (25) 政令第46条第3項の規定により、医薬品の販売業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付を受けた医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者から、発見した許可証の返納を受理すること。
- (26) 政令第47条の規定により、許可の取消処分を受け、又は業務を廃止した場合における医薬品の販売業及び再生医療等製品の販売業の許可証の返納を受理すること。

<p>(27) 政令第48条の規定により、医薬品の販売業及び再生医療等製品の販売業の許可に関する台帳を備え、必要な事項を記載すること。</p> <p>(28) 省令第154条第1号ニの規定により、同号イからハマまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めること。</p> <p>(29) 省令第154条第2号ニの規定により、同号イからハマまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めること。</p> <p>(30) 省令第196条の4第4号の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めること。</p> <p>(31) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条第4項の規定により、店舗において販売し、又は授与する医薬品の区分の変更の届出を受理すること。</p> <p>(32) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条第5項の規定により、相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先等の変更の届出を受理すること。</p>	
54 削除	
55 削除	
<p>56 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下この項において「法」という。）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法及び政令の規定により、知事が交付する書類を交付すること。</p>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
<p>57 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第12条の2第2項の規定により、登録をすること。</p> <p>(2) 法第12条の4の規定により、登録を取り消すこと。</p> <p>(3) 法第12条の5第1項の規定により、登録業者に対し、必要な報告をさせ、並びに職員に登録営業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、及び関係者に質問させること。</p> <p>(4) 省令の規定により、法第12条の2第1項に規定する登録に係る届出を受理する事務で別に規則で定めるもの</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる事務にあっては、横浜市、川崎市及び相模原市に限る。）
<p>58 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下この項において「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法及び省令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
<p>59 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下この項において「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法及び省令の規定により、知事が交付する書類を交付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事が交付する書類を交付する事務で別に規則で定めるもの</p>	横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
<p>59の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第10条第2項（法第13条第2項において準用する場合を含む。）の</p>	横須賀市

- 規定により、第一種動物取扱業の登録に係る申請書等を受理すること。
- (2) 法第11条第1項（法第13条第2項及び法第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、第一種動物取扱業者登録簿に登録すること。
 - (3) 法第11条第2項（法第13条第2項及び法第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、第一種動物取扱業者登録簿に登録をした旨を申請者に通知すること。
 - (4) 法第12条第1項（法第13条第2項及び法第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、登録を拒否すること。
 - (5) 法第12条第2項（法第13条第2項、法第14条第4項及び法第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、登録を拒否した旨等を申請者に通知すること。
 - (6) 法第14条第1項の規定により、第一種動物取扱業の種別等の変更等の届出を受理すること。
 - (7) 法第14条第2項の規定により、第一種動物取扱業者の氏名等の変更の届出を受理すること。
 - (8) 法第14条第3項の規定により、犬猫等販売業の廃止の届出を受理すること。
 - (9) 法第15条の規定により、第一種動物取扱業者登録簿を閲覧させること。
 - (10) 法第16条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により、廃業等の届出を受理すること。
 - (11) 法第17条の規定により、第一種動物取扱業者の登録を抹消すること。
 - (12) 法第19条第1項の規定により、第一種動物取扱業者の登録を取り消し、及び業務の停止を命ずること。
 - (13) 法第21条の5第2項の規定により、動物の種類ごとの数等の届出を受理すること。
 - (14) 法第22条第3項の規定により、動物取扱責任者研修を行うこと。
 - (15) 法第22条の6の規定により、犬猫等販売業者に対し、獣医師による検案を受け、検案書等を提出すべきことを命ずること。
 - (16) 法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により、第一種動物取扱業者（同項において準用する場合にあっては、第二種動物取扱業者。（20）において同じ。）に対し、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。
 - (17) 法第23条第2項の規定により、第一種動物取扱業者又は犬猫等販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
 - (18) 法第23条第3項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により、法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかった旨を公表すること。
 - (19) 法第23条第4項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により、法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
 - (20) 法第24条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により、第一種動物取扱業者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に第一種動物取扱業者の事業所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。
 - (21) 法第24条の2第1項の規定により、第一種動物取扱業者であった者に対し、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること等を防止するため必要な勧告をすること。
 - (22) 法第24条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
 - (23) 法第24条の2第3項の規定により、第一種動物取扱業者であった者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に第一種動物取扱業者であ

- った者の飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等进行检查させること。
- (24) 法第24条の2の2の規定により、第二種動物取扱業の届出を受理すること。
- (25) 法第24条の3第1項の規定により、第二種動物取扱業の種別等の変更の届出を受理すること。
- (26) 法第24条の3第2項の規定により、第二種動物取扱業者の氏名等の変更又は飼養施設の使用の廃止の届出を受理すること。
- (27) 法第26条第1項の規定により、特定動物の飼養又は保管の許可（以下この項において「飼養許可」という。）をすること。
- (28) 法第28条第1項の規定により、飼養許可の変更を許可すること。
- (29) 法第28条第3項の規定により、特定動物飼養者の氏名等の変更の届出を受理すること。
- (30) 法第29条の規定により、飼養許可を取り消すこと。
- (31) 法第32条の規定により、特定動物飼養者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (32) 法第33条第1項の規定により、特定動物飼養者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に特定動物飼養者の施設等に立ち入り、特定飼養施設等进行检查させること。
- (33) 省令第2条第3項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。
- (34) 省令第2条第5項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、登録証を交付すること。
- (35) 省令第2条第6項の規定により、登録証を再交付すること。
- (36) 省令第2条第8項の規定により、登録証の亡失の届出を受理すること。
- (37) 省令第2条第9項の規定により、登録証の返納を受理すること。
- (38) 省令第5条第6項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。
- (39) 省令第10条第1項の規定により、動物取扱責任者研修を開催する日時等を通知すること。
- (40) 省令第10条第3項ただし書の規定により、他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を指定すること。
- (41) 省令第10条の6第3項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。
- (42) 省令第13条第11号の規定により、通知を受理すること。
- (43) 省令第15条第3項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。
- (44) 省令第15条第5項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、許可証を交付すること。
- (45) 省令第15条第6項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、許可証を再交付すること。
- (46) 省令第15条第8項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、許可証の亡失の届出を受理すること。
- (47) 省令第15条第9項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、許可証の返納を受理すること。
- (48) 省令第16条第1項の規定により、飼養又は保管の廃止の届出を受理すること。
- (49) 省令第18条第3項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。
- (50) 省令第20条第3号の規定により、措置内容の届出を受理すること。
- (51) 条例第9条の規定により、同条において定めるものを法第21条第2項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準として、(16)に掲げる事務を処理すること。

<p>う。)及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第25条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること。</p> <p>(2) 法第25条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(3) 法第25条第3項の規定により、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(4) 法第25条第4項の規定により、必要な措置をとるべきことを命じ、及び勧告すること。</p> <p>(5) 法第25条第5項の規定により、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に動物の飼養又は保管に係るのある場所に立ち入り、飼養施設等を検査させること。</p> <p>(6) 省令第12条の規定により、周辺住民からの苦情の申出等を受理すること。</p>	茅ヶ崎市
<p>60 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第35条第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、犬又は猫を引き取ること。</p> <p>(2) 法第35条第1項ただし書の規定により、犬又は猫の引取りを拒否すること。</p> <p>(3) 法第35条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、犬又は猫を引き取るべき場所を指定すること。</p> <p>(4) 法第36条第1項の規定により、負傷動物等及び動物の死体の発見者からの通報を受けること。</p> <p>(5) 法第36条第2項の規定により、負傷動物等及び動物の死体を収容すること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	市町村(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除き、藤沢市及び茅ヶ崎市以外の市町村にあっては、左欄(4)及び(5)に掲げる事務のうち動物の死体に係るものに限る。)
<p>61 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和26年法律第226号。以下この項において「法」という。)及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第286号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(昭和28年政令第385号。以下この項において「政令」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法及び政令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
<p>62 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(以下この項において「法」という。)及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(以下この項において「政令」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法及び政令の規定により、知事が交付する書類を交付すること。</p>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
<p>63 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号。以下この項において「法」という。)及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令(平成4年政令第345号。以下この項において「政令」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第12条第4項の規定により、看護師等確保推進者の氏名等の届出及び変更の届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第12条第5項の規定により、看護師等確保推進者の変更を命ずること。</p> <p>(3) 政令第1条の規定により、看護師等確保推進者を認定すること。</p>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市

<p>64 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（結核の予防に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第38条第6項の規定により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）附則第6条第1項の規定により第二種感染症指定医療機関に係る法第38条第2項の指定を受けたものとみなされる病院を指導すること。</p> <p>(2) 法第40条第3項の規定により、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、並びに診療報酬の額を決定すること。</p> <p>(3) 法第40条第5項の規定により、診療報酬の額の決定について、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会等の意見を聴くこと。</p> <p>(4) 法第53条の7第1項の規定により、健康診断に関する通報及び報告を受理すること。</p> <p>(5) 法第53条の7第2項において準用する同条第1項の規定により、法第53条の2第4項の規定により同条第1項の規定による健康診断とみなされる健康診断に関する通報及び報告を受理すること。</p>	<p>藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>64の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>65 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の医療法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法の規定により、解散した社団たる医療法人の残余財産の処分を認可すること。</p> <p>(2) 法の規定により、解散した財団たる医療法人の残余財産の帰属を認可すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市</p>
<p>66 母体保護法施行令（昭和24年政令第16号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 政令の規定により、知事が交付する書類を交付すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>67 栄養士法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 政令の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類（栄養士法第1条第1項に規定する栄養士及び同条第2項に規定する管理栄養士の免許に係るもの（政令第1条第1項の規定により提出する書類にあっては、同法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者に係るものを除く。）に限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>68 クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 政令の規定により、知事が交付する書類を交付すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>69 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 政令第2条の規定により、死体解剖資格の認定の取消しを厚生労働大臣に申し出ること。</p> <p>(2) 政令第5条第1項の規定により、住所の変更の届出を受理すること。</p> <p>(3) 政令第5条第2項の規定により、旧住所地の都道府県知事に通知すること。</p> <p>(4) 政令第6条の規定により、認定を受けた者について名簿を作成すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>70 死体解剖保存法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>

71 死体解剖保存法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
72 医師法施行令（昭和28年政令第382号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
73 医師法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
74 歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
75 歯科医師法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
76 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
77 診療放射線技師法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
78 保健師助産師看護師法施行令（以下この項において「政令」という。）及び保健師助産師看護師法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務 （１）政令及び省令の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類（准看護師試験及び養成所に係るものを除く。）を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
79 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
80 歯科技工士法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
81 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
82 臨床検査技師等に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
83 調理師法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 （１）政令の規定により、知事に提出する書類（調理師法第3条第1号に規定する調理師養成施設及び同法第5条の2第2項に規定する指定届出受理機関に係るものを除く。）を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
84 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この項において「政令」とい	横浜市、川崎市、相模

う。)の規定に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
85 薬剤師法施行令（以下この項において「政令」という。）の規定に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
86 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
87 理学療法士及び作業療法士法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
88 製菓衛生師法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事に提出する書類（製菓衛生師法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設に係るものを除く。）を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
89 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
90 視能訓練士法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
90の2 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
90の3 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
91 児童福祉法施行規則（以下この項において「省令」という。）及び省令の施行のための規則に基づく次の事務 (1) 省令の規定により、知事に提出する書類（児童福祉法第20条第1項に規定する療育の給付に係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。 (2) (1)に掲げるもののほか省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	藤沢市及び茅ヶ崎市
91の2 児童福祉法施行規則の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事が交付する書類を交付する事務で別に規則で定めるもの	藤沢市及び茅ヶ崎市
92 クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務 (1) 省令の規定により、知事に提出する書類（クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第6条に規定するクリーニング師試験に係るものを除	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市

く。)を受理し、及び知事に送付すること。	
<p>93 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 省令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
<p>94 えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例（昭和25年神奈川県条例第52号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第14条の規定により、焼却場の施設を検査すること。</p> <p>(2) 条例第15条第1項の規定により、必要な事情を聴取し、及び環境衛生監視員に焼却場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、特別の施設をすることを命ずること。</p>	横浜市、川崎市及び相模原市
<p>95 えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	横浜市、川崎市及び相模原市
<p>96 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第9条第1項の規定により、海水浴場等の設置を許可すること。</p> <p>(2) 条例第11条の規定により、許可事項等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(3) 条例第14条第1項の規定により、休業等の届出を受理すること。</p> <p>(4) 条例第14条第2項の規定により、設置者死亡の届出を受理すること。</p> <p>(5) 条例第16条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(6) 条例第17条第1項の規定により、必要な報告を求め、並びに職員に海水浴場等に立ち入り、施設の管理及び運営の状況等を検査させること。</p> <p>(7) 条例第18条の規定により、海水浴場等の許可を取り消し、及び業務の停止を命ずること。</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
<p>97 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第8条の規定により、ふぐ営業の認証を与えること。</p> <p>(2) 条例第9条第2項の規定により、ふぐ営業認証書（以下この項において「認証書」という。）を交付すること。</p> <p>(3) 条例第9条第3項の規定により、認証書を書き換え、及び再交付すること。</p> <p>(4) 条例第14条の規定により、ふぐ加工製品の取扱い等の届出を受理すること。</p> <p>(5) 条例第15条の規定により、ふぐ加工製品取扱等届出済書（以下この項において「届出済書」という。）を交付すること。</p> <p>(6) 条例第16条の規定により、届出済書を書き換え、及び再交付すること。</p> <p>(7) 条例第20条第1項の規定により、ふぐ営業の廃止の届出及び認証書の返納を受理すること。</p> <p>(8) 条例第20条第2項の規定により、ふぐ加工製品の取扱い等の廃止の届出及び届出済書の返納を受理すること。</p> <p>(9) 条例第21条第1項の規定により、必要な報告を求め、及び職員に認証施設等に立ち入らせ、ふぐの取扱い等又はふぐ加工製品の取扱い等の状況等を検査させること。</p> <p>(10) 条例第22条の2第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(11) 条例第23条第1項の規定により、必要な措置をとることを命じ、認証を取り消し、及び業務の停止を命ずること。</p> <p>(12) 条例第23条第3項の規定により、必要な措置をとることを命じ、及び</p>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市

業務の停止を命ずること。 (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	
98 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 (2) (1)に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
99 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1) 条例の規定により、知事が交付する書類を交付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
100 削除	
101 削除	
102 削除	
103 削除	
104 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1) 条例第8条の2第1項の規定により、多頭飼養の届出を受理すること。 (2) 条例第8条の2第2項の規定により、多頭飼養の変更の届出を受理すること。 (3) 条例第8条の2第3項の規定により、多頭飼養の廃止等の届出を受理すること。 (4) 条例第10条第1項及び第3項の規定により、規則で定める動物を引き取ること。 (5) 条例第10条第2項の規定により、規則で定める動物を引き取るために必要な指示をすること。 (6) 条例第12条第1項の規定により、職員に野犬等を捕獲し、収容させること。 (7) 条例第13条第1項の規定により、犬を引き取るべき旨を通知し、及び公示すること。 (8) 条例第13条第3項の規定により、犬を処分すること。 (9) 条例第13条第4項において準用する同条第1項の規定により、動物を引き取るべき旨を通知し、及び公示すること。 (10) 条例第13条第4項において準用する同条第3項の規定により、動物を処分すること。 (11) 条例第14条第1項の規定により、薬物を使用して野犬等を掃討すること。 (12) 条例第14条第2項の規定により、野犬等の掃討について住民に周知させること。 (13) 条例第15条第1項の規定により、動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項において「法」という。）第35条第1項本文（同条第3項にて準用する場合を含む。）の規定により引き取った犬及び猫、法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等の動物、条例第10条第1項及び第3項の規定により引き取った規則で定める動物、条例第12条第1項の規定により収容した野犬等並びに条例第16条第2項の規定により捕獲した特定動物等を譲渡すること。 (14) 条例第16条第2項の規定により、特定動物等を捕獲し、又は殺処分すること。 (15) 条例第17条の規定により、犬又は特定動物の飼養者からの事故届を受理すること。 (16) 条例第18条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。	横浜市、川崎市及び相模原市を除く市町村 （横須賀市にあっては左欄(4)、(5)及び(23)に掲げる事務並びに左欄(10)及び(13)に掲げる事務のうち条例第10条第1項及び第3項の規定により引き取った動物に係るものを除き、藤沢市及び茅ヶ崎市にあっては左欄(1)から(7)まで、(9)から(13)まで及び(15)から(24)までに掲げる事務（左欄(9)に掲げる事務にあっては法第35条第3項の規定により引き取った犬及び猫、法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等並びに条例第10条第3項の規定により引き取った規則で定める動物に係るものに限り、左欄(10)に掲げる事務にあっては法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等及び動物の死体に係るものに限り、左欄(13)に掲げる事務にあっては法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等に係るものに限り、左欄(15)に掲げる事務にあっては第一種動物取扱業者及び

<p>(17) 条例第18条第2項の規定により、飼い犬の係留を勧告すること。</p> <p>(18) 条例第18条第3項の規定により、標識の掲示を勧告すること。</p> <p>(19) 条例第18条第4項の規定により、飼い犬を獣医師に検診させ、飼い犬に口輪をかける等の措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(20) 条例第18条第5項の規定により、届出を行うべきことを勧告すること。</p> <p>(21) 条例第18条第6項の規定により、同条第1項から第4項までの規定による勧告を受けた者に対してその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(22) 条例第19条の規定により、飼養者等から報告及び資料の提出を求め、並びに職員に飼養者等の施設等に立ち入り、検査させ、及び調査させ、並びに質問させること。</p> <p>(23) 条例第20条第2項の規定により、動物愛護管理監視員を任命すること。</p> <p>(24) (1)から(23)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>第二種動物取扱業者からの届出並びに特定動物に係るものを除き、左欄(16)、(21)及び(22)に掲げる事務にあつては第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者並びに特定動物に係るものを除き、左欄(17)から(19)までに掲げる事務にあつては第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に係るものを除く。)に限り、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市以外の市町村にあつては左欄(10)に掲げる事務のうち、法第36条第2項の規定により収容した動物の死体に係るものに限る。)</p>
105 削除	
106 削除	
107 削除	
108 削除	
109 削除	
110 削除	
111 削除	
112 削除	
113 削除	
114 削除	
115 削除	
116 削除	
117 削除	
<p>118 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会（その地区が一の市町村の区域を超えないものに限る。）及び企業組合であつていずれも主たる事務所がその市町村の区域にあるもの）に限り、事業協同組合及び事業協同小組合については、その地区が神奈川県全域であるものに係るものを除く。以下この項において「組合」という。）</p> <p>(1) 法第9条の2第7項ただし書の規定により、特定共済組合の共済事業及びこれに附帯する事業並びに同条第6項に規定する事業以外の事業の実施を承認すること。</p> <p>(2) 法第9条の2の3第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員以外の者の組合の事業の利用の特例を認可すること。</p> <p>(3) 法第9条の2の3第2項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定により、法第9条の2の3第1項の認可に係る事業について、認可を取り消すこと。</p> <p>(4) 法第9条の6の2第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定により、共済事業を行おうとする組合の共済規程を認可</p>	市町村

- すること。
- (5) 法第9条の6の2第4項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定により、共済事業を行う組合の共済規程の変更及び廃止を認可すること。
 - (6) 法第9条の7の5第2項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。（7）及び（8）において同じ。）において準用する保険業法（平成7年法律第105号）第305条の規定により、共済事業を行う組合の共済代理店に対し、業務及び財産に関し参考となるべき報告並びに資料の提出を命じ、並びに職員に当該共済代理店の事務所に立ち入らせ、業務及び財産の状況並びに帳簿書類その他の物件を検査させ、並びに関係者に質問させること。
 - (7) 法第9条の7の5第2項において準用する保険業法第306条の規定により、共済事業を行う組合の共済代理店に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
 - (8) 法第9条の7の5第2項において準用する保険業法第307条第1項の規定により、共済事業を行う組合の共済代理店が同項第3号に該当するときは、当該共済代理店に対し、共済契約の募集の停止を命ずること。
 - (9) 法第9条の9第4項ただし書の規定により、特定共済組合連合会の共済事業及び同条第1項第2号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第5項において準用する法第9条の2第6項に規定する事業以外の事業の実施を承認すること。
 - (10) 法第27条の2第1項の規定により、組合の設立を認可すること。
 - (11) 法第35条の2の規定により、組合の役員の名又は住所の変更の届出を受理すること。
 - (12) 法第48条（法第42条第8項、法第55条第6項及び法第69条において準用する場合を含む。）の規定により、組合員の総会招集を承認すること。
 - (13) 法第51条第2項の規定により、組合の定款の変更を認可すること。
 - (14) 法第55条の2第3項の規定により、法第48条の規定により組合員の総会招集を承認すること。
 - (15) 法第57条の5ただし書の規定により、共済事業を行う組合等の余裕金の運用を認可すること。
 - (16) 法第58条の4の規定により、特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準を定めること。
 - (17) 法第58条の7第2項の規定により、共済事業を行う組合の共済計理人の意見書の写しを受理すること。
 - (18) 法第58条の7第3項の規定により、共済計理人に対し、同条第2項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めること。
 - (19) 法第58条の8の規定により、共済事業を行う組合に対し、共済計理人の解任を命ずること。
 - (20) 法第62条第2項の規定により、組合の解散の届出を受理すること。
 - (21) 法第62条第4項の規定により、責任共済等の事業を行う組合の解散を認可すること。
 - (22) 法第66条第1項の規定により、組合の合併を認可すること。
 - (23) 法第96条第5項の規定により、組合の解散の登記を嘱託すること。
 - (24) 法第104条第1項の規定により、組合に係る不服の申出を受理すること。
 - (25) 法第104条第2項の規定により、組合に係る不服の申出に関し、必要な措置をとること。
 - (26) 法第105条第1項の規定により、組合に係る検査の請求を受理すること。
 - (27) 法第105条第2項の規定により、組合に係る検査の請求に関し、組合の業務及び会計の状況を検査すること。
 - (28) 法第105条の2第1項の規定により、決算関係書類を受理すること。
 - (29) 法第105条の2第2項の規定により、法第40条の2第1項の規定によ

- る会計監査人の監査を要する組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を受理すること。
- (30) 法第105条の3第1項の規定により、組合の一般的状況に関する報告を徴すること。
 - (31) 法第105条の3第2項の規定により、組合から業務及び会計に関し必要な報告を徴すること。
 - (32) 法第105条の3第3項の規定により、共済事業を行う組合に対し、業務及び財産の状況に関し報告及び資料の提出を求めること。
 - (33) 法第105条の3第4項の規定により、共済事業を行う組合の子法人等又は共済代理店に対し、業務及び会計の状況に関し参考となるべき報告及び資料の提出を求めること。
 - (34) 法第105条の4第1項の規定により、組合の業務及び会計の状況を検査すること。
 - (35) 法第105条の4第2項の規定により、職員に、共済事業を行う組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、業務及び財産の状況に関し質問させ、並びに帳簿書類その他の物件を検査させること。
 - (36) 法第105条の4第3項の規定により、責任共済等の事業を行う組合の業務及び会計の状況を検査すること。
 - (37) 法第105条の4第4項の規定により、職員に、共済事業を行う組合の子法人等又は共済代理店の施設に立ち入らせ、当該組合に対する質問及び検査に必要な事項に関し質問させ、並びに帳簿書類その他の物件を検査させること。
 - (38) 法第106条第1項の規定により、組合に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
 - (39) 法第106条第2項の規定により、組合の解散を命ずること。
 - (40) 法第106条第3項の規定により、命令の通知に代えて官報に掲載すること。
 - (41) 法第106条の2第1項の規定により、共済事業を行う組合に対し、定款、規約及び共済規程に定めた事項の変更並びに業務執行の方法の変更を命ずること。
 - (42) 法第106条の2第2項の規定により、共済事業を行う組合に対し、改善計画の提出を求め、及び改善計画の変更を命じ、並びに業務の停止を命じ、及び財産の供託その他必要な措置を命ずること。
 - (43) 法第106条の2第4項の規定により、共済事業を行う組合の法第9条の6の2第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の認可を取り消すこと。
 - (44) 法第106条の2第5項の規定により、共済事業を行う組合に対し、業務の停止及び役員解任を命じ、並びに法第9条の6の2第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の認可を取り消すこと。
 - (45) 法第106条の3の規定により、届出を受理すること。
 - (46) 省令第144条第1項の規定により、同項第2号に掲げる金額を定めること。
 - (47) 省令第145条第5項の規定により、共済事業を行う組合の異常危険準備金の積立て及び取崩しに関する基準を定めること。
 - (48) 省令第149条第1項の規定により、同項第4号及び第5号に規定する率並びに同項第6号に掲げる額（特定共済組合及び特定共済組合連合会に係るものに限る。）を定めること。
 - (49) 省令第150条の規定により、法第58条の4第2号に掲げる額の計算（特定共済組合及び特定共済組合連合会に係るものに限る。）について定めること。
 - (50) 省令第169条第2項の規定により、共済事業を行う組合の説明書類の縦覧の開始の延期を承認すること。
 - (51) 省令第187条第3項の規定により、組合の同条第1項及び第2項の書類の提出の延期を承認すること。
 - (52) 省令第192条第1項の規定により、特定共済組合及び特定共済組合連

<p>合会の計画を受理すること。</p> <p>(53) 省令第192条第2項及び第3項の規定により、特定共済組合及び特定共済組合連合会の貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎とした金額の計算について定めること。</p>	
<p>119 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律施行規則（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（主たる事務所がその市町村の区域にある団体に係るものに限り、事業協同組合については、その地区が神奈川県全域であるものに係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第5条の7第2項の規定により、協業組合（以下この項において「組合」という。）の事業の転換を認可すること。</p> <p>(2) 法第5条の17第1項の規定により、組合の設立を認可すること。</p> <p>(3) 法第5条の22の規定により、中小企業等協同組合法（以下この項において「組合法」という。）第105条の3第2項及び第105条の4第1項に規定する措置をとること。</p> <p>(4) 法第5条の23第3項において準用する組合法第35条の2の規定により、組合の役員の名又は住所の変更の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第5条の23第3項において準用する組合法第48条の規定により、組合の組合員の総会招集を承認すること。</p> <p>(6) 法第5条の23第3項において準用する組合法第51条第2項の規定により、組合の定款の変更を認可すること。</p> <p>(7) 法第5条の23第3項において準用する組合法第57条の5ただし書の規定により、組合の余裕金の運用を認可すること。</p> <p>(8) 法第5条の23第4項において準用する組合法第69条において準用する組合法第48条の規定により、清算人の総会招集を承認すること。</p> <p>(9) 法第5条の23第4項において準用する組合法第62条第2項の規定により、組合の解散の届出を受理すること。</p> <p>(10) 法第5条の23第4項において準用する組合法第66条第1項の規定により、組合の合併を認可すること。</p> <p>(11) 法第5条の23第5項において準用する組合法第96条第5項の規定により、組合の解散の登記を嘱託すること。</p> <p>(12) 法第5条の23第6項において準用する組合法第104条第1項の規定により、組合に係る不服の申出を受理すること。</p> <p>(13) 法第5条の23第6項において準用する組合法第104条第2項の規定により、組合に係る不服の申出に関し、必要な措置をとること。</p> <p>(14) 法第5条の23第6項において準用する組合法第105条第1項の規定により、組合に係る検査の請求を受理すること。</p> <p>(15) 法第5条の23第6項において準用する組合法第105条第2項の規定により、組合に係る検査の請求に関し、組合の業務及び会計の状況を検査すること。</p> <p>(16) 法第5条の23第6項において準用する組合法第105条の2第1項の規定により、決算関係書類を受理すること。</p> <p>(17) 法第5条の23第6項において準用する組合法第105条の3第1項の規定により、組合の一般的状況に関する報告を徴すること。</p> <p>(18) 法第5条の23第6項において準用する組合法第105条の3第2項の規定により、組合から業務及び会計に関し必要な報告を徴すること。</p> <p>(19) 法第5条の23第6項において準用する組合法第105条の4第1項の規定により、組合の業務及び会計の状況を検査すること。</p> <p>(20) 法第5条の23第6項において準用する組合法第106条第1項の規定により、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>(21) 法第5条の23第6項において準用する組合法第106条第2項の規定により、解散を命ずること。</p> <p>(22) 法第5条の23第6項において準用する組合法第106条第3項の規定により、命令の通知に代えて官報に掲載すること。</p>	市町村

<p>(23) 法第95条第4項の規定により、事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合の組合への組織変更を認可すること。</p> <p>(24) 法第95条第7項の規定により、組織変更をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(25) 法第96条第5項の規定により、商工組合の事業協同組合への組織変更を認可すること。</p> <p>(26) 法第97条第2項において準用する法第96条第8項の規定により、組織変更をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(27) 法第100条の11の規定により、組織変更をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(28) 省令第90条第2項の規定により、組合の決算関係書類の提出の延期を承認すること。</p>	
<p>120 削除</p>	
<p>121 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第23条第1項の規定により、商工会の設立を認可すること。</p> <p>(2) 法第42条第5項の規定により、会員の総会招集を承認すること。</p> <p>(3) 法第44条第2項の規定により、定款の変更を認可すること。</p> <p>(4) 法第49条の規定により、決算関係書類を受理すること。</p> <p>(5) 法第50条第1項の規定により、業務に関し、報告をさせ、及び職員に事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させること。</p> <p>(6) 法第51条第1項の規定により、警告を発し、業務の一部を停止し、及び設立の認可を取り消すこと。</p> <p>(7) 法第51条第2項の規定により、警告を発し、及び設立の認可を取り消すこと。</p> <p>(8) 法第51条第3項の規定により、地区の変更及び解散を勧告すること。</p> <p>(9) 法第51条第4項の規定により、設立の認可を取り消すこと。</p> <p>(10) 法第52条第2項の規定により、解散の届出を受理すること。</p> <p>(11) 法第53条の規定により、清算人を選任すること。</p> <p>(12) 法第54条第1項及び第2項の規定により、清算人の定めた財産処分の方法を認可すること。</p> <p>(13) 法第54条の3の規定により、清算終了の届出を受理すること。</p>	<p>相模原市</p>
<p>122 削除</p>	
<p>123 削除</p>	
<p>124 削除</p>	
<p>125 削除</p>	
<p>125の2 国有財産法（昭和23年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（河川法第9条第5項の規定により市の長が管理する一級河川及び同法第10条第2項の規定により市の長が管理する二級河川の用に供する国土交通省所管不動産に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第31条の2第1項の規定により、職員に他人の占有する土地に立ち入らせること。</p> <p>(2) 法第31条の2第2項の規定により、立入りについて土地の占有者に通知し、及びその所在が知れないときに当該通知の内容を公告してこれに代えること。</p> <p>(3) 法第31条の3第1項の規定により、隣接地の所有者に対し、境界を確定するための協議を求めること。</p> <p>(4) 法第31条の3第3項の規定により、確定された境界を明らかにすること。</p> <p>(5) 法第31条の4第1項の規定により、隣接地の所在する市の職員の立会いを求めて、境界を定めるための調査を行うこと。</p> <p>(6) 法第31条の4第2項の規定により、境界を定めること。</p> <p>(7) 法第31条の4第5項の規定により、決定した境界及び経過を隣接地の所有者等に通知し、及び公告すること。</p> <p>(8) 法第31条の5第3項の規定により、境界が確定した旨を隣接地の所有</p>	<p>横浜市</p>

	者等に通知し、及び公告すること。	
126	<p>国有財産法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（河川法第100条第1項の規定により二級河川に関する規定が準用される河川の用に供されている国土交通省所管国有財産に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第31条の2第1項の規定により、職員に他人の占有する土地に立ち入らせること。</p> <p>(2) 法第31条の2第2項の規定により、立入りについて土地の占有者に通知し、及びその所在が知れないときに当該通知の内容を公告してこれに代えること。</p> <p>(3) 法第31条の3第1項の規定により、隣接地の所有者に対し、境界を確定するための協議を求めること。</p> <p>(4) 法第31条の3第3項の規定により、確定された境界を明らかにすること。</p> <p>(5) 法第31条の4第1項の規定により、隣接地の所在する市町の職員の立会いを求めて、境界を定めるための調査を行うこと。</p> <p>(6) 法第31条の4第2項の規定により、境界を定めること。</p> <p>(7) 法第31条の4第5項の規定により、決定した境界及び経過を隣接地の所有者等に通知し、及び公告すること。</p> <p>(8) 法第31条の5第3項の規定により、境界が確定した旨を隣接地の所有者等に通知し、及び公告すること。</p>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町及び湯河原町
127	<p>国有財産法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（道路法（昭和27年法律第180号）第17条第1項の規定により市が管理する国道の用に供されている国土交通省所管国有財産に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第31条の2第1項の規定により、職員に他人の占有する土地に立ち入らせること。</p> <p>(2) 法第31条の2第2項の規定により、立入りについて土地の占有者に通知し、及びその所在が知れないときに当該通知の内容を公告してこれに代えること。</p> <p>(3) 法第31条の3第1項の規定により、隣接地の所有者に対し、境界を確定するための協議を求めること。</p> <p>(4) 法第31条の3第3項の規定により、確定された境界を明らかにすること。</p> <p>(5) 法第31条の4第1項の規定により、隣接地の所在する市の職員の立会いを求めて、境界を定めるための調査を行うこと。</p> <p>(6) 法第31条の4第2項の規定により、境界を定めること。</p> <p>(7) 法第31条の4第5項の規定により、決定した境界及び経過を隣接地の所有者等に通知し、及び公告すること。</p> <p>(8) 法第31条の5第3項の規定により、境界が確定した旨を隣接地の所有者等に通知し、及び公告すること。</p>	横浜市、川崎市及び相模原市
128	削除	
129	<p>屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第7条第2項の規定により、違反広告物等の除却等の措置を自ら行い、及びその命じた者又は委任した者に行わせること。</p> <p>(2) 法第7条第3項の規定により、違反広告物等の除却等の措置を自ら行い、及びその命じた者又は委任した者に行わせ、その費用を徴収すること。</p> <p>(3) 法第7条第4項の規定により、違反に係るはり紙等を自ら除却し、及びその命じた者又は委任した者に除却させること。</p> <p>(4) 法第8条第1項の規定により、広告物及び掲出物件を保管すること。</p> <p>(5) 法第8条第4項の規定により、広告物又は掲出物件を廃棄すること。</p>	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村
130	削除	
131	<p>土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（施行地区の面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業に係るものに限る。）</p>	鎌倉市、藤沢市、秦野市、伊勢原市及び海老名市（藤沢市、秦野市

- (1) 法第4条第1項の規定により、個人施行者の土地区画整理事業の施行を認可すること。
- (2) 法第9条第3項の規定により、土地区画整理事業の施行者の氏名等を公告し、及び図書を送付すること。
- (3) 法第10条第1項の規定により、個人施行者の規準又は規約及び事業計画の変更を認可すること。
- (4) 法第11条第4項の規定により、一人で施行する土地区画整理事業が数人で共同して施行する事業となった場合に定める規約を認可すること。
- (5) 法第11条第7項の規定により、施行者の変動の届出を受理すること。
- (6) 法第11条第8項の規定により、国土交通省令で定める事項を公告すること。
- (7) 法第13条第1項の規定により、個人施行者の土地区画整理事業の廃止及び終了を認可すること。
- (8) 法第14条第1項の規定により、土地区画整理組合（以下この項において「組合」という。）の設立を認可すること。
- (9) 法第14条第2項の規定により、事業計画の決定に先立って組合の設立を認可すること。
- (10) 法第14条第3項の規定により、組合の事業計画を認可すること。
- (11) 法第20条第2項の規定により、利害関係者の事業計画に係る意見書を受理すること。
- (12) 法第20条第3項の規定により、事業計画に係る意見書を審査し、及び事業計画に必要な修正を加えることを命じ、又は意見書に係る意見を採択すべきでない旨を意見書の提出者に通知すること。
- (13) 法第21条第3項の規定により、組合の名称等を公告し、及び図書を送付すること。
- (14) 法第21条第4項の規定により、組合の名称等を公告すること。
- (15) 法第28条第8項の規定により、事業報告書、収支決算書及び財産目録を受理すること。
- (16) 法第29条第1項の規定により、理事の氏名及び住所の届出を受理すること。
- (17) 法第29条第2項の規定により、理事の氏名及び住所を公告すること。
- (18) 法第39条第1項の規定により、組合の定款及び事業計画又は事業基本方針の変更を認可すること。
- (19) 法第39条第4項の規定により、組合の名称等の変更に係る事項を公告し、及び図書を送付すること。
- (20) 法第39条第5項の規定により、組合の名称等の変更に係る事項を公告すること。
- (21) 法第45条第2項の規定により、組合の解散を認可すること。
- (22) 法第45条第5項の規定により、組合の設立認可の取消し及び解散の認可を公告すること。
- (23) 法第49条の規定により、決算報告書を承認すること。
- (24) 法第51条の2第1項の規定により、区画整理会社の土地区画整理事業の施行を認可すること。
- (25) 法第51条の8第2項の規定により、利害関係者の規準及び事業計画に係る意見書を受理すること。
- (26) 法第51条の8第3項の規定により、規準及び事業計画に係る意見書を審査し、並びに規準及び事業計画に必要な修正を加えることを命じ、又は意見書に係る意見を採択すべきでない旨を意見書の提出者に通知すること。
- (27) 法第51条の9第3項の規定により、土地区画整理事業の施行者の名称等を公告し、及び図書を送付すること。
- (28) 法第51条の10第1項の規定により、区画整理会社の規準及び事業計画の変更を認可すること。
- (29) 法第51条の11第1項の規定により、区画整理会社の合併又は分割並びに土地区画整理事業の譲渡及び譲受けを認可すること。

及び伊勢原市にあっては、左欄(24)から(30)まで及び(45)から(49)までに掲げる事務並びに左欄(31)から(34)までに掲げる事務のうち、区画整理会社に係るものを除く。)

<p>(30) 法第51条の13第1項の規定により、区画整理会社の土地区画整理事業の廃止及び終了を認可すること。</p> <p>(31) 法第86条第1項の規定により、換地計画（個人、組合及び区画整理会社が行うものに限る。以下この項において同じ。）を認可すること。</p> <p>(32) 法第97条第1項の規定により、換地計画の変更を認可すること。</p> <p>(33) 法第103条第3項の規定により、換地処分（個人、組合及び区画整理会社が行うものに限る。以下この項において同じ。）の届出を受理すること。</p> <p>(34) 法第103条第4項後段の規定により、換地処分の届出があった場合において公告すること。</p> <p>(35) 法第124条第1項の規定により、個人施行者のした処分の取消し等その他必要な措置を命ずること。</p> <p>(36) 法第124条第2項の規定により、土地区画整理事業の施行の認可を取り消すこと。</p> <p>(37) 法第124条第3項の規定により、土地区画整理事業の施行の認可の取消しを公告すること。</p> <p>(38) 法第125条第1項の規定により、組合の事業及び会計の状況を検査すること。</p> <p>(39) 法第125条第2項の規定により、組合員が検査請求した場合において、組合の事業及び会計の状況を検査すること。</p> <p>(40) 法第125条第3項の規定により、組合のした処分の取消し等その他必要な措置を命ずること。</p> <p>(41) 法第125条第4項の規定により、組合の設立の認可を取り消すこと。</p> <p>(42) 法第125条第5項の規定により、組合員の申出に基づき総会を招集すること。</p> <p>(43) 法第125条第6項の規定により、組合員の申出に基づき理事及び監事等の解任の請求を投票に付すこと。</p> <p>(44) 法第125条第7項の規定により、組合員が請求した場合において、議決等を取り消すこと。</p> <p>(45) 法第125条の2第1項の規定により、区画整理会社の事業及び会計の状況を検査すること。</p> <p>(46) 法第125条の2第2項の規定により、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者が検査請求した場合において、区画整理会社の事業及び会計の状況を検査すること。</p> <p>(47) 法第125条の2第3項の規定により、区画整理会社のした処分の取消し等その他必要な措置を命ずること。</p> <p>(48) 法第125条の2第4項の規定により、土地区画整理事業の施行の認可を取り消すこと。</p> <p>(49) 法第125条の2第5項の規定により、土地区画整理事業の施行の認可の取消しを公告すること。</p> <p>(50) 法第136条の規定により、事業計画又はその変更について神奈川県農業会議及び土地改良区の意見を聴くこと。</p>	
<p>132 削除</p>	
<p>133 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第76条第1項の規定により、土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更等を許可すること。</p> <p>(2) 法第76条第4項の規定により、土地の原状回復を命じ、及び工作物の移転等を命ずること。</p>	<p>市町村（逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村を除く。）</p>
<p>134 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第28条の4第3項第5号イの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(2) 法第28条の4第3項第6号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p>	<p>横浜市（左欄(9)に掲げる事務のうち法第28条の4第3項第6号、法第31条の2第2項第15号ニ、法第62条の3第4項第15号ニ及び法</p>

<p>(3) 法第31条の2第2項第14号ハの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(4) 法第31条の2第2項第15号ニの規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(5) 法第62条の3第4項第14号ハの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(6) 法第62条の3第4項第15号ニの規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(7) 法第63条第3項第5号イの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(8) 法第63条第3項第6号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>第63条第3項第6号の規定に係るものを除く。)、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市(横浜市、川崎市及び相模原市以外の市にあっては、土地区画整理法の規定による土地区画整理事業に係る宅地の造成に係るものを除く。)</p>
<p>135 駐車場法(昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第12条の規定により、路外駐車場の設置及び変更の届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第13条第1項の規定により、管理規程の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第13条第4項の規定により、管理規程の変更の届出を受理すること。</p> <p>(4) 法第14条の規定により、路外駐車場の全部又は一部の供用の休廃止等の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第18条第1項の規定により、報告及び資料の提出を求め、並びに職員に路外駐車場等に立ち入り、施設等に関し、検査させること。</p> <p>(6) 法第19条の規定により、必要な措置をとるべきこと及び供用を停止すべきことを命ずること。</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町</p>
<p>136 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域を指定すること。</p> <p>(2) 法第3条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、宅地造成工事規制区域を公示すること。</p> <p>(3) 法第4条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、他人の占有する土地に立ち入ること。</p> <p>(4) 法第5条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、土地に試掘等を行うことについて許可すること。</p> <p>(5) 法第5条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、障害物を伐除し、その旨をその所有者及び占有者に通知すること。</p> <p>(6) 法第7条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。</p> <p>(7) 法第7条第2項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、損失を受けた者と協議すること。</p> <p>(8) 法第7条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、収用委員会に土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条第2項の規定による裁決を申請すること。</p> <p>(9) 法第8条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事を許可すること。</p> <p>(10) 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について協議を行うこと。</p> <p>(11) 法第12条第1項の規定により、宅地造成に関する工事の計画の変更を許可すること。</p> <p>(12) 法第12条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の計画の軽微な</p>	<p>鎌倉市、藤沢市及び秦野市</p>

<p>変更の届出を受理すること。</p> <p>(13) 法第13条第1項の規定により、宅地造成に関する工事を検査すること。</p> <p>(14) 法第13条第2項の規定により、検査済証を交付すること。</p> <p>(15) 法第14条第1項の規定により、法第8条第1項本文又は第12条第1項の許可を取り消すこと。</p> <p>(16) 法第14条第2項の規定により、工事の施行の停止を命じ、及び宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>(17) 法第14条第3項の規定により、宅地の使用を禁止し、制限し、及び宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>(18) 法第14条第4項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事の執行の停止を命ずること。</p> <p>(19) 法第14条第5項（法第17条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、法第14条第2項及び第3項に規定する必要な措置を自ら行い、並びにその命じた者又は委任した者に行わせること。</p> <p>(20) 法第15条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域の指定の際既に行われている宅地造成に関する工事についての届出を受理すること。</p> <p>(21) 法第15条第2項の規定により、宅地造成工事規制区域内における擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。</p> <p>(22) 法第15条第3項の規定により、宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した旨の届出を受理すること。</p> <p>(23) 法第16条第2項の規定により、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。</p> <p>(24) 法第17条第1項の規定により、宅地所有者等に対して、擁壁等の設置等を命ずること。</p> <p>(25) 法第17条第2項の規定により、宅地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置等を命ずること。</p> <p>(26) 法第18条第1項（法第23条において準用する場合を含む。）の規定により、宅地に立ち入り、宅地造成に関する工事の状況を検査すること。</p> <p>(27) 法第19条（法第23条において準用する場合を含む。）の規定により、宅地及び当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めること。</p> <p>(28) 法第20条第1項の規定により、造成宅地防災区域を指定すること。</p> <p>(29) 法第20条第2項の規定により、造成宅地防災区域の全部又は一部について同条第1項の指定を解除すること。</p> <p>(30) 法第21条第2項の規定により、造成宅地所有者等に対して、法第20条第1項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。</p> <p>(31) 法第22条第1項の規定により、造成宅地所有者等に対して、擁壁等の設置等を命ずること。</p> <p>(32) 法第22条第2項の規定により、造成宅地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置等を命ずること。</p> <p>(33) (1)から(32)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
<p>137 宅地造成等規制法（以下この項において「法」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法及び省令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>逗子市、葉山町及び湯河原町</p>
<p>138 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第26条第1項の規定により、土地に試掘等を行うことについて許可すること。</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、</p>

<p>(2) 法第80条第1項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、報告及び資料の提出を求め、並びに必要な勧告及び助言をすること。</p> <p>(3) 法第81条第1項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、許可の取消し等を行い、並びに工事その他の行為の停止を命じ、及び必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>(4) 法第81条第2項の規定により、必要な措置を自ら行い、並びに命じた者及び委任した者に行わせること。</p> <p>(5) 法第81条第3項の規定により、許可について法第81条第1項の規定による命令をした旨を公示すること。</p> <p>(6) 法第82条第1項の規定により、土地に立ち入り、土地等を検査すること。</p>	<p>真鶴町、湯河原町及び愛川町</p>
<p>139 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下この項において「政令」という。）並びに法、政令及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第29条の規定により、開発行為を許可すること。</p> <p>(2) 法第34条第13号の規定により、既存の権利者の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第34条第14号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、神奈川県開発審査会の議を経て、開発行為が開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認めること。</p> <p>(4) 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、国又は都道府県等が行う開発行為について、当該国の機関又は都道府県等と協議すること。</p> <p>(5) 法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更を許可すること。</p> <p>(6) 法第35条の2第3項の規定により、開発行為の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>(7) 法第36条第1項の規定により、工事の完了の届出を受理すること。</p> <p>(8) 法第36条第2項の規定により、工事を検査し、検査済証を交付すること。</p> <p>(9) 法第36条第3項の規定により、工事が完了した旨を公告すること。</p> <p>(10) 法第37条第1号の規定により、建築物の建築等が支障がないと認めること。</p> <p>(11) 法第38条の規定により、工事の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(12) 法第41条第1項（法第34条の2第2項及び法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、建築物の建ぺい率等を指定すること。</p> <p>(13) 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項及び法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、建築物の建築を許可すること。</p> <p>(14) 法第42条第1項ただし書の規定により、開発許可に係る予定の建築物以外の建築物の新築等を許可すること。</p> <p>(15) 法第42条第2項の規定により、国が行う行為について、当該国の機関と協議すること。</p> <p>(16) 法第43条第1項の規定により、建築物の新築等を許可すること。</p> <p>(17) 法第43条第3項の規定により、国又は都道府県等が行う建築物の新築等について、当該国の機関又は都道府県等と協議すること。</p> <p>(18) 法第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継を承認すること。</p> <p>(19) 法第46条の規定により、開発登録簿を調製し、保管すること。</p> <p>(20) 法第80条第1項の規定により、(1)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)及び(18)に掲げる事務に関し、報告及び資料の提出を求め、並びに必要な勧告及び助言をすること。</p> <p>(21) 法第81条第1項の規定により、(1)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)及び(18)に掲げる事務に関し、許可の取消し等を行い、並びに工事その他</p>	<p>鎌倉市、藤沢市及び秦野市</p>

<p>の行為の停止を命じ、及び必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>(22) 法第81条第2項の規定により、必要な措置を自ら行い、並びに命じた者及び委任した者に行わせること。</p> <p>(23) 法第81条第3項の規定により、同条第1項の規定による命令をした旨を公示すること。</p> <p>(24) 法第82条第1項の規定により、土地に立ち入り、当該土地等を検査すること。</p> <p>(25) 政令第36条第1項第3号ホの規定により、神奈川県開発審査会の議を経ること。</p> <p>(26) (1)から(25)までに掲げるもののほか法、政令及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
<p>140 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第29条、法第34条第13号、法第35条の2第1項及び第3項、法第36条第1項、法第37条第1号、法第38条、法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）、法第42条第1項ただし書、法第43条第1項並びに法第45条の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 法第80条第1項の規定により、前項(20)に掲げる事務に関し、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市町村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市を除く。）</p>
<p>141 削除</p>	
<p>142 削除</p>	
<p>143 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第52条の2第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 法第80条第1項の規定により、知事に提出する書類（法第52条の2第1項の許可に係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町</p>
<p>144 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第52条の3第2項、法第52条の4第1項、法第67条第1項及び法第68条第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 法第55条第2項、法第56条第1項及び法第57条第2項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>市町村（左欄(1)に掲げる事務にあつては、横浜市、川崎市、相模原市及び清川村を除き、左欄(2)に掲げる事務にあつては葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町に限る。）</p>
<p>145 削除</p>	
<p>146 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 法第80条第1項の規定により、知事に提出する書類（法第53条第1項の許可（法第55条第1項に規定する事業予定地に係るものを除く。）に係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町</p>

<p>基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	
<p>147 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第57条の3第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 (2) 法第57条の4及び法第57条の5の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>市町村（左欄(1)に掲げる事務にあつては葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町に限り、左欄(2)に掲げる事務にあつては横浜市、川崎市、相模原市及び清川村を除く。）</p>
<p>148 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 (1) 法第59条第4項及び法第63条第2項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 (2) (1)に掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市町村（清川村を除く。）</p>
<p>149 削除</p>	
<p>150 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 (1) 法第65条第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 (2) 法第80条第1項の規定により、知事に提出する書類（法第65条第1項の許可に係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町</p>
<p>151 都市計画法第16条の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市町村（清川村を除く。）</p>
<p>152 都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第7条の規定に基づく旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 (1) 法第10条第1項の規定により、事業計画等の変更を認可すること。 (2) 法第11条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。 (3) 法第12条第1項の規定により、工事完了の届出を受理すること。 (4) 法第12条第2項の規定により、同条第1項の規定による届出のあった工事を検査し、及び検査済証を交付すること。 (5) 法第12条第3項の規定により、工事が完了した旨を公告すること。 (6) 法第13条第1号の規定により、住宅地造成事業施行地区内における建築物の建築を認めること。 (7) 法第16条の規定により、住宅地造成事業の廃止の届出を受理すること。 (8) 法第17条の規定により、工事の停止を命じ、及び必要な措置をとることを命ずること。 (9) 法第18条第1項の規定により、土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況を検査すること。 (10) 法第19条の規定により、報告又は資料の提出を求め、及び必要な勧告をすること。 (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>茅ヶ崎市</p>
<p>153 都市計画法施行法第7条の規定に基づく旧住宅地造成事業に関する法律</p>	<p>綾瀬市</p>

<p>(以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	
<p>154 都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第61条第1項の規定により、土地の試掘等を許可すること。</p> <p>(2) 法第66条第1項の規定により、土地の形質の変更、工作物の新築等を許可すること。</p> <p>(3) 法第66条第4項の規定により、土地の原状回復及び工作物の移転等を命ずること。</p> <p>(4) 法第66条第7項の規定により、土地の形質の変更等を承認すること。</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町</p>
<p>155 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第7条第1項の規定により、土地区画整理促進区域内における土地の形質の変更及び建築物の新築等を許可すること。</p> <p>(2) 法第26条第1項の規定により、住宅街区整備促進区域内における土地の形質の変更及び工作物の新築等を許可すること。</p> <p>(3) 法第64条第1項の規定により、土地の試掘等を許可すること。</p> <p>(4) 法第67条第1項の規定により、住宅街区整備事業施行地区内における土地の形質の変更、工作物の新築等並びに物件の設置及び堆積を許可すること。</p> <p>(5) 法第104条第1項の規定により、土地の原状回復及び工作物の移転等を命ずること。</p>	<p>市町村(山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び清川村を除き、左欄(1)及び(2)に掲げる事務にあつては、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町及び愛川町に限る。)</p>
<p>156 不動産登記法(平成16年法律第123号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務(河川法第9条第5項の規定により市の長が管理する一級河川及び同法第10条第2項の規定により市の長が管理する二級河川の用に供する国土交通省所管不動産に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第116条第1項の規定により、登記権利者となって権利に関する登記を囑託すること。</p> <p>(2) 法第116条第2項の規定により、登記義務者となる権利に関する登記を囑託すること。</p>	<p>横浜市</p>
<p>156の2 不動産登記法(以下この項において「法」という。)に基づく次の事務(河川法第16条の3第1項の規定により市町村長が行う工事等に係る指定区間内の一級河川及び二級河川の用に供する国土交通省所管不動産に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第116条第1項の規定により、登記権利者となって権利に関する登記を囑託すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び伊勢原市</p>
<p>156の3 不動産登記法(以下この項において「法」という。)に基づく次の事務(河川法第100条第1項の規定により二級河川に関する規定が準用される河川の用に供する国土交通省所管不動産に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第116条第1項の規定により、登記権利者となって権利に関する登記を囑託すること。</p> <p>(2) 法第116条第2項の規定により、登記義務者となる権利に関する登記を囑託すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町及び湯河原町</p>
<p>156の4 不動産登記法(以下この項において「法」という。)に基づく次の事務(道路法第17条第1項の規定により市が管理する国道の用に供する国土交通省所管不動産に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第116条第1項の規定により、登記権利者となって権利に関する登記を囑託すること。</p> <p>(2) 法第116条第2項の規定により、登記義務者となる権利に関する登記を囑託すること。</p>	<p>横浜市、川崎市及び相模原市</p>
<p>156の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯</p>

<p>法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第12条第1項の規定により、特定路外駐車場の設置の届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第12条第2項の規定により、特定路外駐車場の変更の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第12条第3項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(4) 法第53条第2項の規定により、(1)から(3)までに掲げる事務に関し、報告をさせ、並びに職員に特定路外駐車場等に立ち入り、施設等に関し検査させ、及び関係者に質問させること。</p>	<p>町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村</p>
<p>156の6 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第82号)附則第56条第4項又は第72条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係る租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第199号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下この項において「政令」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 政令第39条の7第9項の規定により、特定の資産の買換えの場合の課税の特例に関して、中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業が、同項に規定する要件を満たすものであることを認定すること。</p> <p>(2) 政令第39条の7第11項の規定により、特定の資産の買換えの場合の課税の特例に関して、資産の譲渡をした法人について、中高層耐火建築物等の取得が困難である特別な事情があるものとして認定すること。</p> <p>(3) 政令第39条の106第2項の規定により、特定の資産の買換えの場合の課税の特例に関して、中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業が、同項に規定する要件を満たすものであることを認定すること。</p> <p>(4) 政令第39条の106第4項の規定により、特定の資産の買換えの場合の課税の特例に関して、資産の譲渡をした連結法人について、中高層耐火建築物等の取得が困難である特別な事情があるものとして認定すること。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか政令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>横浜市、川崎市及び相模原市(左欄(3)及び(4)並びに(5)に掲げる事務のうち(3)及び(4)に関するものにあつては、横浜市を除く。)</p>
<p>157 租税特別措置法施行令(以下この項において「政令」という。)及び政令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 政令第20条の2第14項の規定により、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関して、中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業が、同項に規定する要件を満たすものであることを認定すること。</p> <p>(2) 政令第25条の4第2項の規定により、土地等の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例に関して、中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業が、同項に規定する要件を満たすものであることを認定すること。</p> <p>(3) 政令第25条の4第17項の規定により、土地等の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例に関して、資産の譲渡をした個人について、中高層耐火建築物等の取得が困難である特別な事情があるものとして認定すること。</p> <p>(4) 政令第38条の4第24項の規定により、土地の譲渡等がある場合の特別税率に関して、中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業が、同項に規定する要件を満たすものであることを認定すること。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか政令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>横浜市、川崎市及び相模原市</p>
<p>158 神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第2条第1項の規定により、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を許可すること。</p> <p>(2) 条例第15条第1項の規定により、許可を取り消し、及び必要な措置を命ずること。</p>	<p>逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村</p>

<p>(3) 条例第15条第2項の規定により、必要な措置を命ずること。</p> <p>(4) 条例第16条の規定により、公告すること。</p> <p>(5) 条例第17条第1項の規定により、公示を行うこと。</p> <p>(6) 条例第17条第2項の規定により、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を作成し、閲覧させること。</p> <p>(7) 条例第19条の規定により、価額の評価を行うこと。</p> <p>(8) 条例第20条の規定により、保管した広告物又は掲出物件の売却等を行うこと。</p> <p>(9) 条例第22条の規定により、保管した広告物又は掲出物件を返還すること。</p> <p>(10) 条例第23条第1項の規定により、必要な報告を求め、並びに職員に土地等に立ち入り、広告物等进行检查させ、及び関係者に質問させること。</p> <p>(11) 条例第41条の規定により、景観形成指針に適合するよう指導及び助言すること。</p> <p>(12) 条例第43条の規定により、景観を形成するために必要な措置をとるよう指導及び助言すること。</p> <p>(13) (1)から(12)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
<p>159 神奈川県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第8条第2項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村</p>
<p>160 県有財産（道路法第17条第1項の規定により市が管理する県道及び同法第8条第1項に規定する市町村道の用に供されているものに限る。）の管理に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市町村（道路法第17条第1項の規定により市が管理する県道に係る事務にあつては、横浜市、川崎市及び相模原市に限る。）</p>